

平成 21 年 6 月

## 第 4 回郡上市議会定例会会議録

平成 21 年 6 月 12 日（金）開会

平成 21 年 6 月 24 日（水）閉会

郡 上 市 議 会

## 平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会 会期日程

平成 21 年 6 月 12 日 開議 （会期 13 日間）

日 程	月 日	曜	開 議 時 間	会 議	内 容	備 考
第 1 日	6 月 12 日	金	午前 9 時 30 分	本会議第 1 日目	開会・会期決定・議案 上程・提案説明 各委員会付託・審議 採決	議 場
第 2 日	6 月 13 日	土	休 会	休 会	議案精読期間	
第 3 日	6 月 14 日	日	休 会	休 会	議案精読期間	
第 4 日	6 月 15 日	月	午前 9 時 30 分	本会議第 2 日目	一般質問	議 場
第 5 日	6 月 16 日	火	午前 9 時 30 分	本会議第 3 日目	一般質問	議 場
第 6 日	6 月 17 日	水	午前 9 時 30 分	本会議第 4 日目	一般質問	議 場
第 7 日	6 月 18 日	木	午前 9 時 30 分	第 11 回総務常任委員会	付託案件審査	大会議室
			午前 9 時 30 分	第 7 回産業建設常任委員会	付託案件審査	大会議室
			午前 9 時 30 分	第 8 回文教民生常任委員会	付託案件審査	委員会室
第 8 日	6 月 19 日	金		委員会予備日		
第 9 日	6 月 20 日	土	休 会	休 会		
第 10 日	6 月 21 日	日	休 会	休 会		
第 11 日	6 月 22 日	月	休 会	休 会		
第 12 日	6 月 23 日	火	午前 9 時 30 分	第 8 回議会運営委員会		委員会室
第 13 日	6 月 24 日	水	午前 9 時 30 分	本会議第 5 日目	委員長報告・質疑 討論・採決・閉会	議 場

平成21年第4回郡上市議会定例会議録

第1号(6月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した案件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	3
開会及び開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
市長あいさつ	4
議案第136号から議案第143号までについて(提案説明・委員会付託)	8
議案第144号について(提案説明・質疑・採決)	17
議案第145号について(提案説明・採決)	23
議案第146号について(提案説明・質疑・採決)	24
議案第147号について(提案説明・採決)	27
議案第148号について(提案説明・質疑・採決)	29
議案第149号について(提案説明・採決)	31
議案第150号について(提案説明・質疑・採決)	32
議案第151号について(提案説明・質疑・採決)	35
議案第152号について(提案説明・採決)	37
議案第153号について(提案説明・採決)	38
議案第154号について(提案説明・質疑・討論・採決)	39
議案第155号について(提案説明・討論・採決)	47
報告第5号について(報告)	50
報告第6号から10号について(報告)	51
報告第11号について(報告)	54
議報告第4号について	57
議報告第5号について	57
議報告第6号について	57

散会の宣告	5 7
会議録署名	5 9
議案付託表	6 0
請願・陳情・要望文書表	6 1

### 第2号(6月15日)

議事日程	6 2
本日の会議に付した案件	6 2
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	6 3
開議の宣告	6 4
会議録署名議員の指名	6 4
一般質問	6 4
田代はつ江君	6 4
村瀬弥治郎君	7 7
尾村忠雄君	8 7
鷲見薫君	9 7
山田忠平君	1 0 7
清水敏夫君	1 1 9
森喜人君	1 3 0
散会の宣告	1 4 5
会議録署名	1 4 6

### 第3号(6月16日)

議事日程	1 4 7
本日の会議に付した案件	1 4 7
出席議員	1 4 7
欠席議員	1 4 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 4 7

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	148
開議の宣告	149
会議録署名議員の指名	149
一般質問	149
池田喜八郎君	149
古川文雄君	156
川嶋稔君	167
金子智孝君	177
武藤忠樹君	189
野田龍雄君	202
山下明君	213
散会の宣告	222
会議録署名	223

第4号(6月17日)

議事日程	224
本日の会議に付した案件	224
出席議員	224
欠席議員	224
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	224
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	225
開議の宣告	226
会議署名議員の指名	226
一般質問	226
上田謙市君	226
田中康久君	237
清水正照君	248
田中和幸君	259
散会の宣告	265
会議録署名	267

第5号(6月24日)

議事日程	268
本日の会議に付した案件	269
出席議員	269
欠席議員	269
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	269
職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名	270
開議の宣告	271
会議録署名議員の指名	271
議案第137号から議案第143号までについて(委員長報告・質疑・採決)	271
請願第1号について(提案説明・質疑・採決)	281
要望第2号について(提案説明・採決)	283
議発第5号について(委員会付託)	284
議案第156号について(提案説明・採決)	285
議案第157号について(提案説明・質疑・採決)	287
議案第158号について(提案説明・採決)	296
議案第159号について(提案説明・採決)	297
議発第6号について(議案朗読・提案説明・採決)	299
議発第7号について(議案朗読・提案説明・採決)	302
市長あいさつ	304
議長あいさつ	304
閉会の宣告	305
会議録署名	306
総務常任委員会審査報告書の写し	307
文教民生常任委員会審査報告書の写し	308

平成21年第4回郡上市議会定例会付議議案

- 議案第136号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第137号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について (総務)
- 議案第138号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (総務)
- 議案第139号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (総務)
- 議案第140号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (総務)(文教民生)
- 議案第141号 郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (総務)(文教民生)
- 議案第142号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について (総務)(文教民生)
- 議案第143号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について (総務)(文教民生)
- 議案第144号 平成21年度郡上市一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第145号 平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第146号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第147号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第148号 平成21年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算(第1号)について
- 議題第149号 平成21年度郡上市病院事業等特別会計補正予算(第1号)について
- 議題第150号 訴えの提起について(求償金請求)
- 議題第151号 財産の交換について
- 議題第152号 市営土地改良事業の施行の変更について
- 議題第153号 字区域の変更について
- 議題第154号 工事請負契約の締結について(西和良・和良統合中学校建設工事(校舎建築工事))
- 議題第155号 工事請負契約の締結について(西和良・和良統合中学校建設工事(屋内運動場工事))
- 報告第5号 専決処分の報告について
- 報告第6号 平成20年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第7号 平成20年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第8号 平成20年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第9号 平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第10号 平成20年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第 11 号 平成 20 年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について

議報告第 4 号 中間報告について（行財政改革特別委員会の視察研修報告）

議報告第 5 号 諸般の報告について（議員派遣報告）

議報告第 6 号 諸般の報告について（例月出納検査結果（平成 21 年 1 月・2 月・3 月分一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業会計））

1 . 平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会議事日程（第 1 日）

平成 21 年 6 月 12 日 開 議

- 日程 1 会議録署名議員の指名
- 日程 2 会期の決定
- 日程 3 議案第 136 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程 4 議案第 137 号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程 5 議案第 138 号 郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 6 議案第 139 号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 7 議案第 140 号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 8 議案第 141 号 郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程 9 議案第 142 号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程 10 議案第 143 号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程 11 議案第 144 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 12 議案第 145 号 平成 21 年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 13 議案第 146 号 平成 21 年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 14 議案第 147 号 平成 21 年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 15 議案第 148 号 平成 21 年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 16 議題第 149 号 平成 21 年度郡上市病院事業等特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程 17 議題第 150 号 訴えの提起について（求償金請求）
- 日程 18 議題第 151 号 財産の交換について
- 日程 19 議題第 152 号 市営土地改良事業の施行の変更について
- 日程 20 議題第 153 号 字区域の変更について
- 日程 21 議題第 154 号 工事請負契約の締結について

- (西和良・和良統合中学校建設工事(校舎建築工事))
- 日程 22 議題第 155 号 工事請負契約の締結について
- (西和良・和良統合中学校建設工事(屋内運動場工事))
- 日程 23 報告第 5 号 専決処分の報告について
- 日程 24 報告第 6 号 平成 20 年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 25 報告第 7 号 平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 26 報告第 8 号 平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 27 報告第 9 号 平成 20 年度郡上市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程 28 報告第 10 号 平成 20 年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程 29 報告第 11 号 平成 20 年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について
- 日程 30 議報告第 4 号 中間報告について(行財政改革特別委員会の視察研修報告)
- 日程 31 議報告第 5 号 諸般の報告について(議員派遣報告)
- 日程 32 議報告第 6 号 諸般の報告について(例月出納検査結果(平成 21 年 1 月・2 月・3 月分 一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業会計))

## 2. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

3.出席議員は次のとおりである。(21名)

1番	田中康久	2番	森喜人
3番	田代はつ江	4番	野田龍雄
5番	鷲見馨	6番	山下明
7番	山田忠平	8番	村瀬弥治郎
9番	古川文雄	10番	清水正照
11番	上田謙市	12番	武藤忠樹
13番	尾村忠雄	14番	渡邊友三
15番	清水敏夫	16番	川嶋稔
17番	池田喜八郎	18番	森藤雅毅
19番	美谷添生	20番	田中和幸
21番	金子智孝		

4.欠席議員は次のとおりである。(なし)

5.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	松井隆
総務部長	山田訓男	市民環境部長	大林茂夫
健康福祉部長	布田孝文	農林水産部長	服部正光
商工観光部長	田中義久	建設部長	井上保彦
水道部長	木下好弘	教育次長	常平毅
会計管理者	蓑島由実	消防長	池ノ上由治
郡上市民病院 事務局長	池田肇	国保白鳥病院 事務局長	酒井進
郡上快楽園長	松山章	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6.職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	日置良一	議会事務局 議会総務課長	羽田野利郎
議会事務局 議会総務課長 補佐	山田哲生		

### 開会及び開議の宣告

議長（美谷添 生君） おはようございます。

議員の皆様方には大変ご多用のところ、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

本定例会は、議案が 20 件、報告が 10 件でございますが、どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまから、平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は 21 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してありますので、御了承願います。

（午前 9 時 3 4 分）

---

### 会議録署名議員の指名

議長（美谷添 生君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 120 条の規定により、会議録署名議員には 9 番 古川文雄君、10 番 清水正照君を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（美谷添 生君） 日程 2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る 6 月 5 日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日 6 月 12 日から 24 日までの 13 日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美谷添 生君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 6 月 12 日から 24 日までの 13 日間と決定しました。

会期日程については、お手元に配布してありますので、お目通しをお願いします。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところを御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

---

### 市長挨拶

議長（美谷添 生君） 開会に当たり、ここで日置市長よりごあいさつをいただきます。

日置市長。

市長（日置敏明君）

平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明をさせていただきますと存じます。

本日、平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、提出議案の説明に先立ちまして、4 点ほど申し述べたいと存じます。

まず、第 1 点でございますが、国の平成 21 年度補正予算が、去る 5 月 29 日に成立をいたしました。この、補正予算は昨年後半から続く、景気と雇用情勢の急速な悪化などに対応するためのものございまして、公共投資を実施推進するための地域活性化公共投資臨時交付金 1.4 兆円や地域の実情に応じた、決め細かな事業を実施するための地域活性化経済危機対策臨時交付金 1 兆円の創設などが盛り込まれております。

本市におきまして、厳しい財政状況の中ではございますが、昨年度から地域経済の活性化と市民の安全安心対策に重点をおいた緊急の対策に取り組んでまいりました。

今回の国の補正につきましても、その予算を活用しながら地域経済の振興や安全安心の実現など、郡上市の地域の実情に応じた事業を積極的に実施できるよう進めて参りたいと考えております。

この、今回の国の補正予算の成立を受けまして早期に実施しようとする事業にかかる補正予算につきましては、今議会中に追加提案をさせていただく予定でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願いをいたしたいと存じます。

次に、第 2 点目でございますが、経済対策と市民生活の支援などを目的に実施をしております定額給付金事業につきましては 6 月 10 日現在で件数ベースでございますが、対象の 96% にあたる 1 万 4,800 件、金額にいたしまして 7 億 3,800 万円余の給付を完了いたしました。

残件数は 597 件ほどとなっております。また、郡上市商工会発行による総額 3 億 5,000 万円の郡上市マル得プレミアム商品券につきましては、4 月 10 日の発行から 1 ヶ月よの 5 月 14 日に完売になった旨の報告を受けております。

この給付金や商品券が郡上地域の消費行動に結びつくと共に地域経済の活性化にもつながっていくことを期待いたしているところでございます。

次に、3 点目でございますが、世界保健機関は新型インフルエンザの警戒水準を、今朝 5 から 6 に引き上げました。市では 4 月末に対策本部を設置して対応に当たっているところでございますが、引き続き油断することなく対応してまいりたいと考えております。

市民の皆様方に置かれましてもそれぞれできる予防策等を実施していただくようお願いを

するものでございます。

4点目でございますが、待望久しかった東海北陸自動車道の白鳥インターまでの4車線化については、来る7月17日に完成をする予定でございます。18日には完成の記念式典ならびに祝賀会を行いたいと考えておりますけれども、今回のこの完成を市民の皆さんとともに喜びをわかちあいたいというふうに考えているところでございます。

それでは、今議会におきまして、御審議をお願いしております議案につきまして、その概要を申し上げます。

はじめに議案第136号は人権擁護委員の任期満了に伴う再任についてのご意見を求めるものでございます。

議案第137号からは、条例改正関係全部で7件でございます。

まず議案第137号は郡上市情報公開条例の一部改正について、でございますが情報公開請求のできる対象者を拡充をするため、この条例を定めようとするものでございます。

自治体としての情報の公開性を高めようとするものでございます。

次に議案第138号は、郡上市防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部改正についてでありますけれども、防災行政無線整備事業の実施による対象区域の拡大および、各局の新設並びに変更に伴いましてこの条例を定めるものでございます。

議案第139号は郡上市公の施設の設置および管理に関する条例について、白鳥上本町避難地の廃止に伴い一部改正をするものであります。

次に議案第140号は郡上市障害福祉サービス事業所の設置および、管理に関する条例について障害福祉サービス事業所の事業移行等に伴い一部改正をするものであります。

議案第141号は郡上市高鷲福祉交流センターの設置および、管理に関する条例についてでございますが、前号の議案の障害福祉サービス事業所の事業移行に伴う改正に伴って、これも一部改正をするものでございます。

郡上市高鷲福祉交流センターに設置されていましたが、ぽぶらの家を前号の議案による福祉サービス事業所の方へ移行するものでございます。

次に議案第142号は郡上市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは地方税法の一部改正に伴い、改正するものでございます。

議案第143号は郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部改正についてでございますけれども、運用益についての会計処理区分を変更するため改正するものでございます。

続きまして議案第144号から議案第149号までは、平成21年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、全部で6会計における予算の補正をお願いするものでございます。

まず一般会計補正予算の主なものとしましては、歳出におきまして老人保険特別会計への

繰出金 1,058 万 1,000 円、まちづくり交付金事業の増、1,233 万円、これは白鳥地内にかかるものでございます。

それから、公営住宅用地購入事業 1,802 万円これは徳永市営住宅にかかるものでございます。

分譲宅地用地購入事業 2,545 万 9,000 円、これは白鳥町地内におけるものでございます。

それから、体育施設整備事業、これは公有財産購入費でございますが、大和総合センターの用地にかかるものでございます。これが 1,221 万円といったところが主なところでございます。

歳入ではまちづくり交付金が 1 億 7,936 万円の増、途中売り払い収入これは分譲宅地の売り払いに伴う収入でございますが、5,035 万 7,000 円、それから合併特例債 1 億 7,090 万円の減額、これは先に申しあげました、まちづくり交付金 1 億 7,936 万円の増と裏腹のものがございますが、この減額がございます。

こうしたものが歳出歳入それぞれございまして一般会計補正の規模は 9,606 万 4,000 円の追加を行いたいとするものでございます。次に老人保健特別会計では 1,058 万 1,000 円、ケーブルテレビ事業特別会計では 6,943 万 4,000 円、後期高齢者医療特別会計では 181 万 6,000 円をそれぞれ歳入歳出追加をさせていただきたいというようなものでございます。

次に議案第 150 号は訴えの提起についてでございます。

岐阜菌床シイタケ農業協同組合林業共同利用施設資金融資にかかる郡上市が実施した損失補償について、連帯保証人に対するの求償金請求に関し訴えにより支払いを求めるものであります。

議案第 151 号は財産の交換についてであります。白鳥上本町避難地の廃止に伴い白鳥商工コミュニティーセンター敷地駐車場との交換を行うものでございます。

次に議案第 152 号市営土地改良事業の施工の変更についてでございますが、これは合併前に美並村で施工されました事業の変更を行うものでございます。

議案第 153 号は字区域の変更についてでございますが、白鳥町内の土地改良事業に伴い変更を行うものでございます。

次に議案第 154 号及び 155 号は工事請負契約の締結についてでありまして、西和良、和良、統合中学校の建設工事の校舎並びに屋内運動場の建築工事に伴うものでございます。

以上が、本定例議会に上程をいたしました議案の概要でございます。

このほか専決処分の報告 1 件、平成 20 年度一般会計他 3 特別会計の繰越明許費計算書の報告、水道事業会計予算、繰越計算書の報告、及び土地開発公社決算ならびに事業報告がございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に伴いそれぞれ担当部長等から説明を申し上げますので、御審議の上御議決をたまわりますよう、お願い申し上げ、ご挨拶並びに議案の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議長（美添谷 生君） ありがとうございました。

---

#### 議案第 136 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程 3、議案第 136 号 人権擁護委員候補者の推進につき意義を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

大林市民環境部長。

市民環境部長（大林茂夫君）おはようございます。

それでは、議案第 136 号の説明をさせていただきます。

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として、次のものを推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

住所は、郡上市明宝畑佐 310 番地 4、氏名、伊藤正夫、生年月日、昭和 21 年 12 月 3 日。

この議案につきましては、9 月 30 日任期満了に伴い、再任の推薦をするということでの提案でございます。

この方につきましては、旧明宝村において、教育委員、議会議員を歴任をされております。それから現在は郡上市の社会教育委員、それから社会福祉協議会の幹事ということで活躍をされております。

よろしく審議のほうをお願いをいたします。

議長（美添谷 生君）ただいま説明のありました人権擁護委員候補者の推薦につき意義を求めることについて原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 136 号は、原案に同意することに決定いたしました。

---

議案第 137 号から議題第 143 号までについて（提案説明・委員会付託）

議長（美添谷 生君）お諮りをいたします。日程 4、議案第 137 号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例についてから、日程 10、議案第 143 号 郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてまでの 7 件を一括議題にいたしたいと思います。御意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第 137 号から議題 143 号までの 7 件を一括議題といたします。順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に要旨について説明をお願いします。

それでは説明を求めます。

議案第 137 号から 139 号までについて。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）おはようございます。

それでは、議案第 137 号から 139 号につきまして、私のほうからご説明させていただきます。

まず最初に、議案第 137 号でございます。

郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について。郡上市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長、日置敏明。

提案理由でございますが、情報公開請求のできる対象者を拡充するため、この条例を定めようとする。でございます。

表紙をはねていただきまして、「第 5 条を次のように改める」としてございまして、「情報公開を請求することができるもの」。ここで、第 5 条としまして、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、情報の公開を請求することができる」。附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する」としてございます。

1 ページを見ていただきたいと思います。

新旧対照表になってございまして、旧で見ていただきますと、これまで第 5 条として、次に掲げるものは、そして一項から六項までそれぞれこういう人たちからの請求に対しての定めをしてございましたが、今回、新を見ていただきますと、この事柄を、「何人も、この条例の定めるところにより」というふうに、改めさせていただくということでございますので、よろしく願いをいたします。

つづきまして議案第 138 号を説明いたします。

郡上市防災行政無線施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、防災行政無線設備事業の実施による対象区域の拡大及び各局の新設並びに変更等に伴い、この条例を定めようとする。としてございます。

こちらのほうは、恐れ入りますが、新旧対照表でもってご説明させていただきます。

1 ページを見ていただきたいと思います。

この無線整備事業でございますが、合併以降デジタル化ということで整備を進めてまいりました。

昨年度、大和町内を中心に八幡で一局、白鳥で一局ということで、追加工事をしたということで、今回その設備をしました装置につきまして、別表でその位置づけを新たにすることでの手続をさせていただいてございます。

それでは、別表の基地局でございます、旧のところでは、「こうほうぐじょうやまと」、「大和町徳永 585 番地に下線がしてございます。」

旧の意は大和町で単体で基地をもってございましたが、今回整備を終えましたので、この基地局がなくなるということということで、新のほうではなくなっております。

なくなっております。

それから、遠隔制御でございます。

こちらは新のほうを見ていただきますと、「郡上市役所大和庁舎」、「大和町徳永 585 番地」とありますが、今回新たに遠隔制御のできる装置を大和庁舎内に設けたということで、こちらが増えて設置ということで位置づけてございます。

それから中継局でございますが、旧を見ていただきますと、「ぐじょうやまとうちがたに」、に下線がありまして、「内々谷 118 番地 1」とあります。

今回整備によりまして、この中継局がなくなりましたので、新ではこの言葉が入ってございません。

めくっていただきまして、2 ページでございますが、屋外送信装置いわゆる子局とよんでございますが、新で、「大正町」、「島谷 54 番地」に下線がございます。

このことにつきましては、大正町公園の整備をしております、本来もう少し早く整備できればとしておりましたが、その都合で 20 年度に整備させていただくということで、今回ここに追加をして入れてございます。

そしてその下、大和町内での無線局整備が出てございます。

旧のほうを数えますと 14 局、大和町におきましては、子局を持ってございましたが、左側

が今回新たに整備をしました子局全部でございます。

合計しまして 44 局の整備になってございます。

そして、この旧のところを良く見ていただきますと、たとえば上から 2 つ目の「大和河辺」、そして番地のところ、「338 番地 2」ですが、下線が引かれてございません。

で、これを新の、局ですが、大和の「河辺熊田」、そして「338 番地 2」と、こういうふうになってございます。

これは何かと言いますと、旧の子局をですね、そのまま有効活用しまして、いわゆる、スピーカーだけあるいは下の外部接続機と言いますが、箱が付いてございますけれど、それものだけを取り替えたということで、支柱はそのまま活用したという内容のものでございます。

そういったものが、6 局あるかと思いますが、旧の施設を生かしたものでございます。

それぞれこういう形で子局の整備をさせていただいたということでございます。

それから最後 4 ページになりますが、白鳥町でございます。

「白鳥東」、「白鳥 298 番地」の 4、こちらにつきましても当初、整備を終えてございますが、その後子局を増やしたほうがより聞きやすいというような実情がございまして、追加をして整備をさせていただいたという内容のものでございます。

以上、138 号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 139 号でございます。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、白鳥上本町避難地の廃止に伴い、この条例を定めようとする。としてございます。

一枚はねていただきまして、この改正内容でございますと、別表第 1 及び別表第 2 の白鳥上本町避難地の項を削る。としてございまして、1 ページを見ていただきますと、それぞれ別表に出ております、名称、位置、「白鳥 1000 番地 2」を削るという改正をさせていただくということでございます。

なお、この議案につきましては、あとほど提案をさせていただきます、議案第 151 号の財産の交換についてという議案を予定しておりますが、それに関連するものでございまして、今回行政財産から普通財産に緩和させていただき、その後交換の手続きをまた取らせていただきたいという内容のものでございますので、なにとぞよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

議長（美添谷 生君） それでは、議案第 140 号から、143 号までの説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君）それでは、議案の第 140 号から説明させていただきます。

議案第 140 号、郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、障害福祉サービス事業所の事業移行に伴い、この条例を定めるものでございます。

一枚めくっていただきます。

郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例一部を改正する条例ということで、第 2 条の表を次のように改めるというものでございます。

もう一枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

旧のほうで、郡上市のほうで福祉サービス事業所で社会福祉協議会のほうに指定管理しておりますものにつきましては、第 2 条のところで、ウイングハウス、すみれ、みずほ、フレンドシップつくしの家と 4 事業所がございまして、

そのうち、ウイングハウス、それからみずほ園につきまして定員のところをみていただきますと、ウイングハウスさん 15 名、みずほ園が 20 名となっておりますが、新たに新のほうをみていただきますと、それぞれ 21 名、26 名というふうで定員が増えております。

このことにつきましては、従来の B 型のいわゆる就労支援から、さらに、自立生活訓練のほうの事業を展開したいということで、それぞれ定員を 6 名ずつ増やさせていただきたいというふうに考えております。

6 名っていうのは、多機能機能型の事業を展開するうえでは、最低の人数ということで、4 名とか 3 名っていうことはできませんもんですから、6 名ということで、最低の人数をお願いしたいということでございます。

それから、新のほうを見ていただきますと、ぼぶらの家、郡上市高鷲町大鷲 841 番地 1、定員 10 と書いてございますが、これは後ほどの 141 号とも関連してきますけれど、高鷲の福祉交流センターの中でぼぶらの家のほうは位置づけをしていましたけれど、障害福祉サービス事業所のほうで、定員も明確しながら、今回位置づけをしたいというもので、新たにこちらのほうの条例のほうでぼぶらの家のほうを出させていただきたいと、いうことでございまして、よろしく願いたします。

なお、附則としましては、この条例は平成 21 年 7 月 1 日から施行するというものでございます。

続きまして、議案の第 141 号でございます。

郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、障害福祉サービス事業所の事業移行に伴い、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、郡上市高鷲福祉交流センター事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例とずっと書いてございますが、説明のほうは、もう一枚めくっていただきまして、新旧対照表のほうで説明させていただきます。

ただいま、議案の第 140 号で説明いたしました、この高鷲福祉交流センターという一体的な建物の中に、いわゆるぼぶらの家と、旧の第 3 条をみていただきますと、この福祉交流センターの機能の中に、(1)でふれあい広場、障害福祉サービス事業所ぼぶらの家とこういう位置づけをこの条例で定めておりました。

140 号の中でぼぶらの家につきましては、他のサービス事業所と一体的なものということで、140 号の条例改正のほうで説明させていただきましたので、ここにおきますいわゆる福祉交流センターの中で位置づけておりましたぼぶらの家に関するものにつきまして、除外をしていくというものでございます。

それで、設置の第 1 条につきましては、また障害者自立支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスを実施するというのは、これはぼぶらの家とする障害福祉サービスでございますので、このへんにつきましては新のほうでは、省かさせていただき、純粋に福祉交流センターというものを設置するものということでございます。

それで、第 3 条のところ、(1)でふれあい広場と書いてございますけれども、(2)を第 140 号の条例を変えるという方向でありますので、ふれあい広場という言い方でなくて、残ったものにつきましては、福祉交流センターという名称で今後考えていきたいというものでございます。

それから、利用のところの第 8 条から第 9 条の利用制限等々につきましては、それから第 13 条の管理代行につきましては、ぼぶらの家の指定管理に関するものの条項につきましては、ここでは省略といいますか、削除していくということでございます。

それからあと、第 10 条、第 12 条のふれあい広場という名称につきましては、その建物そのものを福祉交流センターと位置づけでいちおくえでは、福祉交流センターという位置づけで名称の変更といいますか、ということですので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、議案の第 142 号でございます。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとするというものでございます。

この条例全般につきましては、全国的に介護保険給付費が大変増加しとるということで、政令で定められております第 2 号被保険者、いわゆる一人当たりの納付金が非常に増加を見込まれるということから、国民健康保険税介護納付金課税の付加限度額を 10 万円とするというものが、主なものでございます。

このことによりまして、地方税法の一部が改正されたということで、本議会にもこれを上程するものでございますので、よろしく願いいたします。

めくっていただきますと、郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということで、条例を改正する文章がずっと文面が書いてございますが、ちょっと見にくいところもございまして、新旧対照表のほうで説明させていただきたいと思っております。

冒頭に申し上げましたように、この中では引用条項の修正という、まあ単純に条項が変わりますもんですから、つてもものもありますから、その辺はちょっと省略をさせていただく部分もあろうかと思っておりますが、特にポイントになる部分について、ご説明だけさせていただきます。

第 2 条関係でございますが、旧のほうの第 2 条のところ、第 4 項のところ、9 万円というところで下線が引いてございますが、新のほうをみていただきますと、10 万円ということになっています。

このことにつきましては、介護給付金の動向等を向かえながら納付金の付加限度額を 9 万円から 10 万円に引き上げるというものでございます。

それから、第 13 条等につきましては引用条項の修正に伴うものでございまして、1 ページの下のほうの第 23 条のところの一番下のかかんでございますが、9 万円から 10 万円は、先ほどを同じところを金額を変更するというで変わっておりますが、めくっていただきまして、第 2 項のところ、市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又は云々ということで、当該減税を行わないというもので、4 段がけについて下線が引いてございます。

ここにつきましては新のほうでは削除するというものでございます。

低所得者の方々の負担軽減を図るということで、これまで 2 割軽減対象者の世帯にありま

しては、市長が前年からの所得の状況の著しい変化により減額が適当でないとするものは減額を対象としていないというような規定がここには書いてあるわけですが、この規定を削除することによって、なんらそれらの理由があった場合にはそういったことができるということですが、規定をなくして一律軽減対象にするものであるということになります。

続きまして、附則のほうに入りますが、附則の第4項につきましては、引用条項の修正によるものでございます。

新のほうの附則の第5のところ「上場株式等にかかる配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例」と引用がございまして、

これは新たに追加して整備させていただくものでございます。

このことにつきましては、株の配当所得につきまして納税義務者が通常は総合課税ということでございましたけれども、いわゆる申告分離課税ということが、選択される制度が創設されたということで、これまでの国保の保険税の中ではいわゆる申告分離課税の方の対象の所得については記載がなかったということで、新たに上位法の中でそういう制度ができたということで、申告分離課税をされた方の配当所得についても、この国民健康保険税の中で所得として見て行くというものを新たに加えたということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、附則の第6項につきましては、同じく引用条項の修正等を行うものでございます。

それから第7項、第8項につきましても引用条項の修正でありますとか項の繰り下げに、かわるものでございます。

それから4ページ目の新の方の9項とありますが、「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」というものでございますが、このことにつきましては地方税法の改正によりまして、同一年または過去の3年以内にいわゆる上場株式等における譲渡損失の金額と先ほど説明させていただきました、申告分離課税を行ったいわゆる配当所得の間で損益通算ができるという特例が創設されたことにより、新たに規定を整備するものでございます。

続きまして、附則の第10項それから第11項、第12項等につきましては、同じく引用条項の修正でありますとか、項の繰り下げによるものでありますので、よろしく願いしたいと思います。

附則の第13項につきましては、項のくりさいによりまして変更であります。同じく附則の第14項、それから15項、附則の第16項につきましては、引用条項の修正によるものと、それ

から項の繰り下げによる変更ということで、よろしく願いをいたします。

改正分の主なものは先ほど申しましたように限度額が9万から10万になるということと、市長の軽減処置については、これを行わないということになったものと、株の配当の関係でいわゆる申告分離課税が創設されたことによる所得の総額の見直しというものが、主なものでございますのでよろしく願いいたします。

続きまして、議案の第143号でございます。

郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について。

郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成21年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

このことにつきましては、提案理由につきましては、会計処理区分を明確化にするため、この条例を定めるものでございますが、先般、5月の臨時議会におきまして、先決補正をさせていただき、一般会計から介護保険特別会計のほうで処理できるように議決をさせていただいたものでございます。

この条例につきましては、いわゆる基金の運用、基金から生じる運用益を会計処分上の区分を明確にするというものでございます。

めくっていただきまして、郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例につきまして、附則としましては、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

第4条の運用益金の処理につきましては、基金の運用から生じる利益は、一般会計歳入歳出予算というところでございますが、新の項では、介護保険特別会計歳入歳出予算で処理するというものでございますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（美添谷 生君） お諮りをいたします。

ただいま説明がありました、7件については議案付託表のとおり、所管の総務常任委員会、文教民生常任委員会に付託したいと思っております。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。よって議案は付託表のとおり、所管の総務常任委員会、文教民生常任委員会に付託することに決定しました。ただ今、総務常任委員会・文教民生常任委員会に付託いたしました、議案第137号から議案第143号までの7件については、会議規則第46条の規定により6月23日午後5時までに審査を終了するよう期限を付け

ることといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君)異議なしと認めます。

よって、議案第 137 号から議案第 143 号までの 7 件については、6 月 23 日午後 5 時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

---

議案第 144 号について(提案説明・質疑・採決)

議長(美添谷 生君)日程 11、議案第 144 号 平成 21 年度郡上市一般会計補正予算第 1 号についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長(山田 訓男君)それでは、議案第 144 号についてご説明をいたします。

平成 21 年度郡上市一般会計補正予算(第 1 号)について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の決議を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

恐れ入りますが、1 ページをお願いいたします。

「平成 21 年度郡上市の一般会計補正予算は、次に定めるところによる」。

「歳入歳出予算の補正」、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,606 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 277 億 2906 万 4,000 円とする。としてございます。

2 項につきましては、省略をさせていただきます。

次、地方債の補正ですが、第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表、地方債補正」による。としてございます。

恐れ入りますが、6 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表、地方債補正」、変更でございます。

ここではそれぞれ額の変更をさせていただきます。

一般単独事業、16 億 1,720 万円を 14 億 4,630 万円に、内訳ですが、合併特例事業で、16 億 330 万円を 14 億 3,240 万円にと。でございます。

これは、あとほど説明をさせていただきますが、まちづくり交付金での関係での国の額が確定しましたことによりまして、こちらのほうを減額させていただきます。

次、補助災害復旧事業、350万円を420万円に、こちらは逆に70万円ほど増えてございますが、林道の中美濃線に関係します事業費が増えたということでの確定でございます。

合計で40億4,392万円を38億7,372万円にということで改めるものでございます。

恐れ入りますが、次に9ページを見ていただきたいと思います。

歳入の分担金、負担金の分担金、土木費分担金でございます。

30万円増としてございます。

これは、土木費の分担金の橋梁添架負担金、白鳥の曾部地川の河川改正に伴いますN T T等からの負担金でございます。受け入れでございます。

次に、国庫補助金の土木費国庫補助金1億7,936万円、都市計画費補助金としまして、まちづくり交付金でございます。

これは国からの交付額の内示が決定してきまして、今回増であげてございます。

八幡、大和、白鳥の3地域で実施しております、該当事業にともなうものでございます。

次が、県支出金の県補助金、農林水産業費県補助金22万5,000円、農業費の補助金として受けれてございまして、自給飼料生産振興対策事業でございますが、自走式の堆肥散布機を購入予定で取り組んでございまして、その増に伴うものでございます。

それから次が商工費の県補助金、50万円でございます。これは説明欄に書いてございますように、飛騨美濃じまん育成支援事業補助金としまして、総合案内パンフ等の作成に活用するというところでございます。

それから災害復旧費の県補助金171万9,000円、林業用施設災害復旧費補助金でございます。林道災害復旧、これは林道中美濃線に関係する事業費でございます。県の補助金でございます。

次が、県支出金の委託金、教育費委託金15万円、小学校費の県委託金でございます。児童生徒の体力実践プラン委託金ということで受け入れてございます。次が財産収入、財産売り払い収入、不動産売り払い収入でございますが、5,035万7,000円でございます。

土地の売り払いということで、これは白鳥駅の北側に公共事業の代替地の関係で、分譲といたしますか、土地の整備をしてきてございます。

ここでの売り払い5区画分ですが、収入として受け入れることにしてございます。

それから次、寄付金のふるさと寄付金150万円地域づくり寄付金としまして、こちらへ繰り出すということでの寄付受け入れでございます。収入として確保するものでございます。

それから繰入金、基金繰入金の特定目的基金繰入でございます。684万2,000円、公共施設整備金の繰入としまして、534万2,000円でございます。

これは、諸々の土地、今回は取得、あるいは売り払い等の金が出てきますが、それに関係

での不足する部分につきまして、この公共施設整備基金から、この額を繰り入れるということでございます。

それから次が郡上市のふるさと応援基金の繰入金でございますが、地域づくり寄付金としまして、ここへ繰り入れるということで措置してございます。

寄付金から繰り入れるということで措置してございます。

それから次繰越金のところでございますが、1,655万5,000円これは前年度の繰越金でございます。

それから雑入875万6,000円総務費の雑入682万3,000円、市有財産損害保険金これは、今の保険金ですか、歳出の所でもでてきますが、雑分としての繰入です。

72万3,000円。それからコミュニティ事業の助成金、410万円でございます。

これは、宝くじの収益をコミュニティということでの助成が該当しまして、受け入れるものでございます。

それから財団法人の地域活性化センター助成金こちらにつきましても、その助成が決まりまして、200万円受け入れるということでございます。

次に農林水産業費の雑入でございますが、193万3,000円、農林水産施設管理費の雑入としまして、115万4,000円、それから市有財産の損害保険としまして、77万9,000円ということで、これは白鳥ふれあいの館の関係で屋根の補修に保険金が該当しまして、受け入れるということでございます。

それから市債の土木債でございますが、減額の1億7,090万円でございます。

道路橋りょう債で40万円の減額とし、都市整備債として1億7,050万円の減額、これは先ほどの交付金のところの、まちづくり交付金の決定に伴いまして、こちらのほうの記載を合併特例債でございますが、減額させていただくもというのの措置でございます。

それから災害復旧事業債70万円、林業用施設災害復旧債でございます。これは林道の中美濃線に関係するものでございます。

次に12ページの歳出でございますが、総務費の総務管理費の一般管管理費でございます。

補正額102万3,000円、委託料でこの額を含ませてしてございますが、弁護士の委託料ということで、今回議案にもあげてございますが、それに関係します弁護士費用ということでよろしく願いいたします。

それから次、財産管理費、222万4,000円でございます。需用費72万4,000円、これは、庁舎管理費としまして、白鳥庁舎でガラスの破損がございまして、その修繕にあてるものでございます。それから積立金150万円でございます。

これは寄付をいただきまして、匿名でございますが、あとほどまた支出でもでてきますが、

高鷲にご縁のある方からご寄付をいただきました。

一旦、今のふるさと応援基金のほうに繰り入れて有効に活用ということで、そういうご出資でございましたので、ここでこういう積み立てをするものでございます。あとあとまた支出のところでご説明させていただきます。

それから企画費、210万円、委託料ですが、地域活性化の助成金がここで使わせていただくということでございますが、移住推進事業としまして、郡上市の交流移住の推進協議会のほうへ実質このへんの事務についてはお願いすることにならんかと思いますが、交流ビジネスの各流とかその辺の促進のために。委託料というものの内容でございます。

それから次、民生費の社会福祉費の老人福祉費、1,058万1,000円、これは老人保健特別会計への繰出金、医療費の精算に伴うものということでお願いしたいとおもいます。

次が農業費の農業施設費284万7,000円、これは農産加工・販売施設の管理費の修繕費になっておりまして、中は実質ふたつとありますが、2口あります。ひとつが白鳥のふれあいの館の関係、そしてもうひとつが、高鷲の農産物の処理加工施設の修繕ということで、中身は二つの修繕を予定してございます。

それから畜産業費、45万円でございます。

これは備品購入、自給飼料生産振興対策事業というふうに書いてございますが、自走式の堆肥散布機ですが、この関係の費用が当初より増えてきまして、ここで補正を組ませてございます。

それから観光費75万円の増でございます。

需用費で55万円、これは印刷製本費としまして、観光振興対策という事業のもとでいわゆるパンフの作成を予定してございます。

それから次が負担金補助20万円でございますが、イベント開催の事業に、これは郡上踊り運営委員会のほうの活動費となってございます。

それから次、土木費の道路新設改良費でございます。額の増減はございませんが、財源の組み換えということであげてございます。

次が除雪対策費468万5,000円の増でございます。

ここは実質、二つに分かれておりまして、といたしますのは、ひとつはさきほど寄付をいただいたということでお話いたしました。高鷲地域の除雪に使って欲しいということで、ロータリー除雪機1台、150万円とその残ですが、318万5,000円残るわけですが、これにつきましては、コミュニティ助成、いわゆる宝くじの収益金ですが、これを活用させていただきます。3台、それとは別に今回除雪機の購入を予定させていただいております。

それから14ページをお願いをしたいと思います。都市計画総務費1,233万円でございます。

工事請負費であげてございますが、これは白鳥駅北側の造成をしてございますが、その造成地の不要土の処分と申しますか、その工事の費用の関係でございます。

それから次、土木費の住宅費の住宅建設費 4,348 万 9,000 円でございます。

需用費、それから公有財産の購入費であげてございます。

ひとつめの公営住宅用地購入事業でございますが、これは大和町の徳永団地でございます。

その用地、借地でございますが、このほどその地権者の方から買取を。とのお申し出がございまして、面積 791 平米でございますが、その用地取得費ということで、1,803 万円を上げてございます。

それからその下に分譲宅地用地の購入事業で 2,545 万 9,000 円でございます。

こちらのほうは、白鳥の駅北の、先ほどお話ししてございますけれども、分譲地と申しますか代替地に整備をしていってございまして、都合 5 区画分を土地開発基金のほうから買い取るということで、市が買い取るということでのものがございます。面積は 1780.34 分を買い取るということでございます。

次に、教育費の教育総務費の事務局費でございます。減額の 78 万 2,000 円でございます。こちらでは、需用費修繕で 137 万 8,000 円の増ということでお願いします。

教職員住宅、白鳥の住宅でございますが、給水関係での工事をお願いしたいということであげてございますし、下の使用料、賃借料で減額の 216 万としてございますが、こちらは八幡地内の稲成に従前からの N T T の住宅と申しますか、借り受けて教職員用の便宜を図ってききましたが、入居者がなくなってきたということから、今回その分契約しない借り受けずに減るということでの減額でございます。

それから次、小学校費の教育振興費でございます。こちらは財源の組み換えということでの措置でございます。

それから次が社会教育費の文化振興費 160 万円の増でございます。負担金補助であげてございますが、こちらは和良町の踊り屋形の更新ということで、今回、今の宝くじの助成の関係がいただけるということが決定しましたのであげてございます。

次が保健体育費の体育施設費 1,221 万円の増ということで、需用費と公有財産の購入費でございます。これは、大和総合センターでございます。こちらのほうも借地という形態で今きてございまして、その地権者のひとりから、買受でという申し出がございまして、面積 609 平米でございますが、今回購入をさせていただくということで、措置をさせていただきました。

それから最後 16 ページですが、農林水産業施設災害復旧費の林業災害施設災害復旧費、264 万 7,000 円、需用費と工事請負費でございます。これは、林道の中美濃線の災害復旧という

ことでの事業でございますので、よろしく願いをいたします。

長くなりました。以上でございます。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君）今回の補正で、国の支出金、国庫補助金が1億7,000 万多元ということ、まちづくり交付金がついたということでありまして、予算ではそれぞれ市債をあてるとということでありまして、この内訳について、この1億7,900 万多元ということでしたが、その内訳、そして確定というようにいわれましたけれども、ちょっと分からん点もありますので、この段階ですね、4月から始まって6月ですから、こういうふうに確定している企画等ももし、経過等があれば、お知らせをお願いいたしたいと思います。

議長（美添谷 生君）山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）まず、まちづくり交付金の関係ですけれども、現在、八幡町それから大和町、白鳥の3地域で事業を展開しておるということでございます。この事業期間は5年間でもって実施するという取り組みの事業でございますが、その事業費の内訳ですが、計画立てて取り組んでいるわけなんですけれども、おおむね40%につきましては、この国の交付金を当てただけという内容のものでございます。

それで今回、1億7,936 万円、時下といいますか、この時期に決定をしましたということにつきましては、原下にも景気ですね、経済状況を考えた上で、最終的には4割を超えませんが、市に入るお金としては変わらないんですが、毎度的にというか、措置がとられたのではないかとこのように理解してございます。

あと、それぞれ内訳がどうやというご質問ですが、企業別にございますか。

はい。そして、ちょっとそれぞれ読み上げますが、よろしいですか。

はい。まず、八幡の関係ですが、市民病院線の関係で1,880 万円の減額。

八幡の地内は3箇所があがっておりまして、今回これは減額、それから新町城南町線というのがございます。これは新たに2,660 万円増、それからもう一件、稲成区内それから榎形立町線、このふたつでひとつなんです、3,276 万円、合計しまして、この八幡の分では4,056 万円の増ということでございます。

それから次、大和町の関係ですが、徳永河辺線でございます。減額の780 万円、それから、大和交流広場の事業としまして、240 万円の減額。あわせまして、1,020 万円の減額ということでございます。それから次が白鳥の関係ですが、泉町線、410 万円の増、それか

ら為真二日町線、1億2,400万円の増、それから県道美濃白鳥停車場線、120万円の増。

それから、まちなか散策路整備としまして、1,280万円の増、それから次が曾部地川の河川公園の関係ですが、200万円の増。

それから流雪溝ネットワーク整備としまして280万円の増。それから、長兵衛川浸水河床整備としまして、200万円の増。

それから最後ですが、まちづくり活動推進としまして、10万円の増。合計しまして、1億4,900万円ということでございます。以上でございます。

議長（美添谷 生君）ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第144号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君） 異議なしと認めます。

よって、議案第144号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

それではここで、暫時休憩をいたします。

10時55分まで、10分間ほどの休憩をいたします。

（午前10時43分）

---

議長（美添谷 生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時55分）

---

議案第145号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君） 日程12、議題第145号 平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康副支部長（布田孝文君） それでは、議案の第145号について説明させていただきます。

平成21年度郡上市老人保健特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成21年度郡上市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,058万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,403万2,000円とする。

第2項は省略させていただきます。平成21年6月12日、郡上市長 日置敏明。でございます。

最後のページをお願いいたします。歳入のほうでございますが、一般会計からの歳入が1,058万1,000円。

歳出のほうでございますが、償還金ということで、1,058万1,000円でございます。このことにつきましては、平成20年度、支払い基金、それから国庫負担金、それから県負担金、つきまして、交付済み約に対しまして、交付決定額のほうが過大の交付があったということで、もらいすぎとったということでございますけど、それぞれ3機関に返済するお金ができたということで、支払い基金につきましては、56万9,510円、国庫負担金につきましては、869万5,485円、県負担金につきましては、131万5871円、トータルで1,058万1,000円になるわけでございますけれども、それぞれ精算ができたということで、3つの機関に償還しないかと、その分を一般会計のほうで、補填をさせていただくというものでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長(美添谷 生君) それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 討論をなしと認め、採決いたします。

議案第145号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君) 異議なしと認めます。

よって、議案第145号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第146号について(提案説明・質疑・採決)

議長(美添谷 生君) 日程13、議案第146号、平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別

会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君）議案第146号 平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成21年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、補正の予算案をご覧いただきたいと思います。

平成21年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成21年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,943万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億2,798万8,000円とするものでございます。

おめくりをいただきまして、一番最後の4ページをご覧いただきたいと思います。

事項別明細の、まず歳入でございますが、繰越金6,000万円、これは前年度繰越金でございます。

諸収入の雑入、943万4,000円、これは、機械への落雷によります故障でございますが、その保険金の収入でございます。

歳出でございます。

運営費、ケーブルテレビ運営費、6,000万円、積立金でございます。

これは前年度の繰り越し金の分につきまして、将来の更新等の整備にあてるために、郡上市ケーブルテレビ事業整備基金に積み立てをさせていただくものでございます。

インターネット運営費、943万4,000円、需用費の修繕料でございます。

先ほど歳入で申し上げました、落雷によります機械の保険金による修理の分でございます。

以上でございますが、よろしく願いをいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君）繰越金が6,000万出たということでございますが、これは大変厳しい財政の中でかなりの多くの額でありますし、ケーブルテレビ事業については、非常に厳しいといたしますか、大変お金もかかっているということから、十分、運営については、考慮してか

ないかんということで我々としては観衆していきたいということでお聞きするわけですが、6,000万の繰越が出たその理由をお伺いし、尚、それは積立金として積み立てられるということで、この積立金についても先般、今後の機器、補修といたしますが、大規模な補修が必要ということで、積み立てているという、通辞があるということですが、今確か2,500万ちょっとというふうに覚えています。6,000万ということは、大きな額ですので、ちょっと説明が必要かなということでお聞きいたします。

議長（美添谷 生君）はい、松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君）はい、ただいまの6,000万の繰越及び基金の積み立ての関係につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、当初予算の時に、説明を申し上げましたけれども、この設備につきましては、当初の整備の時の起債の借入れによります元利償還金がございます。

それから通常の行政の経費というものが、約5,500万ほど、いわゆるこのテレビ以外のいわゆる住民の皆さまに情報をお知らせをしたりとかあるいは行政によります事務に使ったりとか、そういったものでございますけれども、そういったものにつきましては、いわゆるこの利用料金というところでは、少しはずしまして、当初の投資的な起債の償還と、今申しあげました、行政としての当然必要な5,500万円、合計をいたしますと、2億9,825万円ということになるわけですが、この額は、ほぼ当初予算の歳入のほぼ全額に匹敵するものでございます。

それで今申しあげたのは20年度の繰越のことでございますけれども、そうしますと、繰越が出たということは、いわゆる通常の経常的な経費等から使用料等料金をいただいた上で、これぐらいの、分かりやすく言いますと、収益的な事情があったということでございます。

それで、ご存知のように、この合併いたしましてから、過去におきまして、料金の改定もお願いをした経緯もございますし、また、テレビの加入につきましては、当初から総務省の100%加入という指導もありまして、ほぼ100%ということで、現在も95.90%という加入の状況でございます。

なお現在、努力をいたしておるのが、インターネットの加入の増加の部分でございます。

当初17年5月1日現在のインターネットの加入件数は3,214件でございます。

これは普及率といたしましては、31.94%でございます。

それが、本年4月1日現在でございますが、インターネットの加入では4,274件ということで、加入の普及率といたしましては、42.51%ということで、10%以上の伸びをさせていただきました。

今後この加入につきましては、世代が若い人に代われば当然、その利用状況も増加の傾

向にあるというふうには見込んでいるのでありますけれど、さらに普及の向上について、進めてまいりたいと思います。

なお、基金の状況でございますけれども、ただいまおっしゃいましたように、当初の予算でも少し計上はさせていただいております。

将来この基金の更新につきましては、ざっと見積もりましても10億円くらいは、かかるであろうというような想定もいたしておるところでございます。

今、野田議員がおっしゃいましたように、20年度中には、2,584万9,000円を積み立てをいたしました。

21年度でございますけれども、当初予算の分も、見ておりますので、そういったものも含めまして、見込みでは1億円を超える基金額になるというような、見込みでございますけれども、そういった形で今後ともこの経営には努めてまいりたいというふうには考えておりますので、お願いいたします。

議長（美添谷 生君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認めます。

質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第146号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって議案第146号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第147号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美添谷 生君）日程14、議題第147号 平成21年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田訓男君）それでは、議案の第147号を説明させていただきます。

平成 21 年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について。

上記について、地方自治法、第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度、郡上の市後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は次にさだめるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 181 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 0,132 万 9,000 円とする。

第 2 項は省略をさせていただきます。

おめくりをいただきまして、最後の 4 ページ目をお願いいたします。

歳入でございますが、前年度繰越金で補正額 181 万 6,000 円。

歳出でございますが、保険料還付金として、補正額 181 万 6,000 円でございます。

このことにつきましては、この介護保険、後期高齢者の医療制度におきましては、平成 20 年度からはじまりまして、皆様方から保険料の負担をしていただいおるわけでございますけれども、20 年度中にいわゆる還付をすべき人、たとえばお亡くなりになられた人とかですね、それから途中で軽減措置がされたいということで、当初の保険料から減額がされまして、還付をできる方が、1,713 件ございました。

そのうち、その月々に、発生しましたものにつきましては、ご本人に還付ができますよと、亡くなった方につきましては相続人ということになりますけれども、そういうお知らせをして、申請をして口座を振り込むということということで、申請をお願いしておりました。

約 1,300 件ほどが還付請求ができましたけれども、残りの 413 件につきましては、年度中に還付ができなかったということで、9 月の決算時期までの 9 月議会まで待つことなく、今議会でこの繰越金を充当させていただきまして、一日でも早く、還付のほうをまたお願いしていくということ手続きをお願いし、還付をしていきたいというもので、今回この補正予算を上程するものでありますので、よろしくをお願いいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議題第 147 号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(美添谷 生君)異議なしと認めます。

よって、議案第 147 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 148 号について(提案説明・質疑・採決)

議長(美添谷 生君)日程 15 議案第 148 号、平成 21 年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算、(第 1 号)についてを議題といたします。

説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長(山田訓男君)それでは、議案 148 号につきまして、ご説明させていただきます。

平成 21 年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算(第 1 号)について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページを見ていただきますが、今回、平成 21 年度郡上市白鳥財産区特別会計補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

としまして、補正の額の移動はございません。

よろしく願いをしたいと思います。

それでは、最後のページ 4 ページをみていただきますが、組み替えということで、提出をさせていただきます。

歳出でございます。

総務費の総務管理費、一般管理費ですが、補正額減額の 8 万円、需用費、食料費であります。減額ということでございます。

それから次、農林水産業費、林業費の林業振興費で、33 万円の減額。

賃金で 5 千円の増。これは新たに作業路の補修等の賃金を予定しております。

それから、旅費で 14 万円の減、それから食料費で 24 万円の減。

予備費で 41 万円の増ということでございます。

なおこの件につきましては、補正予算の中で中身について精算といたしますか、今一度というお話の中で、今回出てきたものでございますので、よろしく願いいたします。

議長(美添谷 生君)それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

21 番 金子智孝君。

21 番（金子智孝君）21 番ですが、ただいまの財産区の関係、白鳥財産区でございますが、この件につきましては、所管におきまして、事前の説明等ございましたし、ただいま総務部長のほうからも経緯について、ご説明がございましたけれども、当初予算の予算審議の通りの審議の状況を反映させながら、予算についての一定の修正といいますか補正をとということで理解していますから、この件の内容につきましては、承知を賜っております。

それでは、質疑というよりも、要望ということで、受け止めていただいたいのですが、財産区の会計につきましては、3月の予算議会につきましても、縷々質疑等がございまして、郡上市においては、合併の経緯の中でそれぞれの執行については、従来会計処理を準用するというような趣旨もございまして、来てはございますが、合併5年を経過したということの中で、統一的な事務ということで、いろいろなご意見を申し上げるということとございまして、特に今後におきましては、他の国会の中でもいろいろ論議がございましたように、ぜひともそういう点で地方自治法上の措置、あるいは郡上市の会計規則。

そういった点においては、若干の指摘をしておきましたので、そういう点については、今後執行において性差されることはもちろんであります、会計全般を管理監督される立場である監査委員におかれましても、そういう点については、それぞれ具体的な事件につきまして精査をされまして、適切な御指導をいただいた、そういう中で特別会計、特に財産区における事務の統一性、あるいは執行の統一性、そして、準法といいますか、法令順守というようなことをぜひとも御指導いただきますより、特段のお願いを申し上げまして、特別のご意見ではございませんので、要望しておきます。

以上です。

議長（美添谷 生君）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第148号については、原案のとおり可とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第148号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 149 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君）日程 16、議案第 149 号、平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

池田市民病院事務局長。

市民病院事務局長（池田 肇君）ご説明します。

議案第 149 号、平成 21 年度郡上市病院事業等会計補正予算（第 1 号）について。

上記について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

一枚おめくりをいただきまして、1 ページをお願いいたします。

総則第 1 条、平成 21 年度、郡上市病院事業等会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

資本的支出、第 2 条、予算第 4 条本文括弧書中「過年度及び当年度損益勘定留保資金 1 億 9,969 万 6,000 円」を過年度及び当年度損益勘定留保資金 2 億 0,029 万 5,000 円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目でございますが、1 款の病院事業郡上市市民病院事業資本的支出、3 項の投資で 59 万 5,000 円の補正をお願いするものでございます。

何枚かおめくりいただきまして、最後のページの 6 ページをご覧くださいと思います。

1 款の郡上市市民病院事業資本的支出の 3 項の投資で、1 目の長期貸付金で 59 万 9,000 円でございます。

補正後が 60 万ということでございます。

これは、節では看護師長期貸付金となっておりますが、助産師の確保のために奨学資金の貸付を行うものであります。根拠としましては、郡上市の医療職員奨学資金貸付規則というものがございます。それに基づきまして、貸付を予定するものであります。内容としましては、利息は無利息ということでございます。あと、免除規定がございまして、借受人が免許取得後市職員として、貸付期間ということですが、今回は 1 年間でございます。1 年間になります。その相当分を職員として業務に従事した場合に、免除規定を適用して返済の免除をするものでございます。

助産師の養成、あるいは、確保ということで、進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

なお助産師につきましては、昨年 9 月にひとり、退職をしております。それまで 9 人ご

ございましたけれども、現在 1 名減で、8 名で行っております。

その補充ということですと随時募集をしておりましたけれども、なかなか応募はないということで、今日この場に立っています。

どうかよろしくご審議をいただきたいと思えます。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 149 号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 149 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 150 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美添谷 生君）日程 17、議案第 150 号 訴えの提起について（求償金請求）を議題といたします。

説明を求めます。

松井市長公室長。

室長公室長（松井 隆君）議案第 150 号、訴えの提起について（求償金請求）。

岐阜菌床シイタケ農業共同組合林業協同利用施設資金融資に係る損失補償に対する求償金請求に関し、次のとおり訴えを岐阜地方裁判所に提起し、又は和解することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

記。

1、相手方、岐阜県岐阜市高森町 3 丁目 29 番地、小野正宏。

栃木県足利市掘込町 2546 番地 7、田中雄二。

2、訴えの提起の理由、平成 9 年 3 月 26 日付け和良村と農林漁業金融公庫及び八幡信用金

庫が締結した、岐阜菌床シイタケ農業協同組合林業共同利用施設資金融資に係る損失補償契約に基づき、平成 18 年 1 月 31 日、郡上市が実施した損失補償について、当該農業協同組合の債務の連帯保証人である相手方に対して求償金の支払いを求めたが、期限までに納付がないため、訴えにより支払いを求めるもの。

3、請求の趣旨、相手方に対し 2 億 2,620 万円の支払いを求める。

4、訴訟遂行の方針、和解、上訴その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

なお、資料を添付させていただいておりますが、本件につきましては、先の議会全員協議会におきまして、市長から説明を申し上げておりますので、説明は省略をさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

21 番、金子智孝君。

21 番（金子智孝君）本件、ただいま上程説明があったとおり、全協におきまして、縷縷市長を含めまして、ご説明をいただきまして、大変これ、困難な状況だと思っておりますが、いわゆる危機管理という面から、やはり執行者としての責任を果たすといえますか、そういうことにおきまして、御提案をいただいたわけありますから、その辺のご努力につきましては、大変あの敬意を表したいと、市民の立場から非常にそういう事務におきましては、そういう措置を取ってされたということについては、今後の事件の終結につきまして、いろいろなことを正式につなごうかというふうに今理解をさせていただきまします。そしてあと、諸々の件が発生すると思われませんが、その件については、市長に一任ということで、付帯がついていきますから、この件につきましても、適切にご判断を賜りたいというようなことをお願いしときますが、1 点、資料がございますが、その中でも経緯が説明されておりますが、これに説明されておりますように、本件の本体につきましては、破産手続きということがございまして、その中で郡上市の債権保全のための申告等もされておるようですが、ただ、20 年の 4 月において破産手続き開始というようなことから約 1 年以上経緯をしとるわけありますが、その点については、その後の経過については若干不案内でございまして、ご説明を若干いただければ有難いと思うわけですが、よろしくお願いをいたします。

議長（美添谷 生君）松井市長公室長。

市長公室長（松井 隆君）はい、ただいまの債権のその後の状況についてのご質問かと思っておりますが、ちょうどさくじつ、また次の債権者集会在岐阜地方裁判所で行われてございまして、担当課長が出席をさせていただきました。状況については、その後変わっておるということはない

わけでございますけれども、ただ、金融機関のほうでこの現在の施設の、いわゆる競売の関係でございますが、地方裁判所のほうへ再三にわたりまして、早くお願いができないかということで依頼をしておいたという経緯がございますけれども、さらになかなか申し立てをしても裁判所のほうでは受け付けてもらえなかったということで、再度今度は上申書を提出されたと同っております。

それに対しまして、おおむね9月をめどとしていわゆる入札をするように準備をしたいということでまだ正式に通知があったわけではございませんけれども、そういった内々のお話があったということはちょうど聞いておりますが、現在そんなような状況でございますので、お願いいたします。

議長（美添谷 生君）21番 金子智孝君。

21番（金子智孝君）はい、そういう経緯でございますから法的な関係でございますから、行政が関与できる余地はほとんどないと思うんでありますが、裁判所のほうとしては、いかなる理由だというのはちょっと不案内でございますが、不振に思うわけでありますが、金融機関等々が競売の申し立てをしてその迅速化を図るということが、1年かかっておるわけでございますから、なぜ私どもが心配しとるのかといいますと、かかる施設の国金、あるいは県金、補助の対象になっておりますから、補助が出とるわけでありますから、その返還等々の措置が国におかれてありますと私どもにも大変大きな重大な影響があるということで、心配しとるわけでありますが、競売確定し、それなりの措置が取られれば、そのことをもって、国に対して補助金免除と言う申請もできうるかと思っておりますので、そういう点の事務手続きには遺憾のないように今後善処されるように特段のお願いで私は要望しております。

以上です。

議長（美添谷 生君）ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第150号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって議案第150号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第 151 号について（提案説明・質疑・採決）

議長（美添谷 生君）日程 18、議案第 151 号 財産の交換についてを議題といたします。  
説明を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）議案第 151 号 財産の交換について。

次のとおり財産を交換することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

まず交換に供する財産でございます。

種別、所在地、地積、地目ということであげてございますが、種別と種目については一緒でございますので、所在地、地積ということと呼ばさせていただきます。

白鳥町白鳥 1000 番地 2、100.99 平米、1000 番地 3、42.55 平米、1000 番地 6、107.56 平米、1000 番地 7、50.34 平米、合計 301.44 平米でございます。

交換により取得する財産、所在地ですが、白鳥 954 番地 6、地積 409.06 平米でございます。

交換の相手方ですが、郡上市白鳥町白鳥 951 番地 1、白鳥町上本町振興協同組合、代表理事、野々村 昇。

でございます。

めくっていただきますと、この交換をさせていただく市有地と民有地の位置図、並びに今読み上げました面積を入れてございます。この位置でございますが、白鳥町入っていただきまして、本町通りをずっと北上しますと、突き当たるわけですが、その手前のところ、左側に今回の条例の一部改正でもお願いしてございますが、上本町の避難地がございます。

この面積が 301.44 平米、評価額が 658 万 9,237 円というものでございます。

そして一方、交換として取得する財産でございますが、ちょうど反対側に位置しております、白鳥商工コミュニティセンター敷地・駐車場ということになってございまして、面積 409.06 平米で評価額が 894 万 1,724 円という額になってございます。

若干ここで経緯と申しますか、こうなりました経過をご説明いたしますと、この振興組合でございますけれども、白鳥町におきまして、昭和 58 年に立ち上げがなされてございます。当時、33 人でもって設立されたということで、その折に合わせてこういった駐車場も取得されてそこへお見えになるお客さんへの便宜を図ってこられたという経緯がございます。

そのままこうした経済状況と申しますか、経営形態、町の形態も変わってくる中で現在組合員の方が、22 人というようなことで、減少してきておるといような背景からこのほど、

組合の解散に向けた準備といえますか手続きがなされてきました。

そうした折にこの今のセンター敷地の奥まったところに、写真見にくいと思いますが、見ていただくと中に白鳥商工コミュニティセンターという建物がございます。これは当時白鳥町が、今は市でございますが、平成8年に立てた集会所といえますか、地域のそういう自治会というか商店の方に使っていただける施設ということで、作られました。

そういうことで、こっちは組合のものでございますけれど、上にこういった建物があるというような状況もございまして、このほど、そういった清算に向けた協議をされる過程の中でその付近にございます、市の避難地ということでの土地となんとかそういう話をしていただけないかというような申し出がございまして、この面積並びに評価額等を比較する中で、市としましては、下回るものではございませんし、そういう不利ということでもございませぬので、今般こういう交換についての議会の同意をお願いをするという運びになったものでございます。

なお、この上本町の避難地がそういうことでなくなるということでございますので、今度取得します新たなこちらの現在コミュニティセンターの敷地をですね、防災計画の中では、新たに避難地という指定をしまして、地域の皆様には今と同じような形でなんとかの折には使っていただけるということにしていく予定ですので、なにとぞよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

12番 武藤忠樹君。

12番（武藤忠樹君）はい、敷地の交換は分かるんですけども、今お話を聞くと、上物があるということですけども、この上物の名義とかその辺のところをお聞かせ願いたいと思うんですが。

議長（美添谷 生君）山田総務長。

総務部長（山田訓男君）この上物、いわゆる名称は、白鳥商工コミュニティセンターという名称で呼んどりまして、平成8年度にできてございます。

鉄骨の二階建て193.05平米ということで、現状はこの商店街、今の上本町自治会ですね、こちらのほうの集会施設ということで使っておっていただき、持ち物は市の物というものでございます。

ですので、今回交換させていただくと、土地と上物が一体としています、逆にひとつの整

備ができますというか、そういう意味ではありがたいといいますが、そういうふうを受け止めておりますので、よろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君）ほかはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 151 号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 151 号は原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 152 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君）日程 19、議案第 152 号、市営土地改良事業の施行の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

井上建設部長。

建設部長（井上保彦君）議案第 152 号、市営土地改良事業の施行の変更について。

昭和 57 年 3 月 17 日、合併前の美並村において議案第 6 号にて議決を得た市営土地改良事業、深戸地区の施行について、別紙のとおり変更したいので、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長、日置敏明。

一枚おめくりをいただきまして、事業明細表でございます。

事業名でございますが、第三期山村振興農林漁業対策事業、地区名としましては、美並町三戸の深戸地区でございます。

工種としましては、整地工、道路工、水路工、排水路工、とそれぞれございまして、整地工では、1.2ha の減、道路工におきましては、386m の減、水路工につきましては、11m の増、排水路工につきましては、38m の減、事業費でございますが、変更前が、5,410 万円、変更後が 5,422 万 6,000 円、施工年度でございますが、変更前が、昭和 57 年度から昭和 60 年度でございましたが、変更後で昭和 57 年度から平成元年度というふうでございます。

そのあと、参考図がつけてございます。これにつきましては、第 2 工区におきまして、東

海北陸自動車道がこの工区を通過したということで、先ほど申しました整地工の面積が減ったものでございます。

また、その後、工事完了後に換地を行うわけですが、換地の同意が一部の方から得られなかったということでこんにちまでいたっておりましたが、同意がいただけるということになりましたので、今般議会の議決をいただきまして、換地処分の申請をいたしたいというふうを考えておりますので、どうぞよろしくをお願いをいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。

議案第 152 号については、原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、議案第 152 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第 153 号について（提案説明・採決）

議長（美添谷 生君）日程 20、議案第 153 号、字区域の変更についてを議題とします。

説明を求めます。

井上建設部長。

建設部長（井上保彦君）議案第 153 号、字区域の変更について。

地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、別紙のとおり字区域を変更することについて、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、数人共同施行土地改良事業（上島地区）の施行に伴い、字区域を変更する必要があるため。

一枚、おめくりをいただきまして、変更の大略でございますが、新たに画する字としまして、白鳥町の向小駄良字上島、新たに画する字の区域に含まれる従前の字でございますが、向小駄良字折橋の一部、変更調書といたしまして、向小駄良字折橋、948、949 の 1 から 949 の 5 まで、以上の土地及びにこれらの区域に隣接する道路、水路である私有地の全部を向小駄良字上島に変更する。というものでございます。

これにつきましては、旧の小林三之助商店の製材所跡地でございますが、これにつきましては、地権者 12 名の方の借地ということでありましたが、これが閉鎖されたために、地主への返還に当たりまして、区画整理をして旧の地主の方に戻すということでございます。その中で一部、字の区域を変更するというものでございます。以上でございます。

議長（美添谷 生君）井上部長。

建設部長（井上保彦君）訂正をお願いいたしたいと思いますが、一枚おめくりいただきました、変更調書のところの、地番ということがございますが、948、それから縦に線が引いてございますが、その次の 949 の 1 から、縦の線が入りまして、949 の 5 までと書いてございますが、この縦の線をお消しいただきたいと思います。

この枠の中で、949 の 1 から 949 の 5 までというふうでお願いをいたしたいと思います。失礼しました。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認め、採決をいたします。議案第 153 号については原案のとおり可とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって議案第 153 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

議案第 154 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美添谷 生君）日程 21、議案第 154 号、工事請負契約の締結について。

（西和良・和良統合中学校建設工事、（校舎建築工事））を議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長（常平 毅君）議案第 154 号、工事請負契約の締結について（西和良・和良統合中学校建設工事（校舎建築工事））。

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1 . 契約の目的、西和良・和良統合中学校建設工事（校舎建築工事）。
- 2 . 契約の方法、指名競争入札による。
- 3 . 契約金額、4億5,423万円。
- 4 . 契約の相手方。郡上市八幡町旭1035番地、株式会社高垣組、代表取締役、森下光。
- 5 . 工事の場所、郡上市和良町法師丸196番地1地内。
- 6 . 工事の概要、建築工事一式。

おめくりをいただきまして、資料を添付させていただいております。4番でございますが、工期につきましては、平成22年10月25日、7番でございますが、工事内容、建築工事の内容でございますが、概要を載せさせていただいております。

構造規模につきましては、木造2階建て、延べ床面積、1969.85平米、外部内部仕上につきましては、ごらんいただきますとおりでございます。

また室名につきましても、1階2階ごらんいただきます内容のとおりでございます。

あと、はねていただきまして、5枚に渡りまして、位地図、それから配置図、それから1階の平面図、2階の平面図、それから4方面からの立面図を参考として付けさせていただいております。最後から2枚目のページでございますが、入札結果ということで、指名業者、入札金額等の一覧表を参考までにつけさせていただいております。

それから最後のページでございますが、参考資料としまして、この校舎につきましては、分離発注によります。上段につきましては、校舎の電気設備工事につきまして、契約金額、請負者等を記載してございます。

下段につきましては、校舎の機械設備工事、空調設備、衛生設備でございますが、工事につきましては、契約金額、請負者等を参考までに資料として添付させていただいております。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

21番、金子智孝君。

21番（金子智孝君）本件につきましても、契約案件でありまして、所管におきましても大変いろいろなご意見を交換したといえますか、執行部の考えもお聞きにしていますが、ひとつだけですが、この施設の設計の概要については添付書類がありまして、設計上のことがるる書かれておりますが、冷暖房設備については、基本的にはエネルギー源をどのような形でお考えになっているのか、その辺だけちょっと説明が抜けておると思うんですが、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（美添谷 生君）常平教育次長。

教育次長(常平 毅君)エネルギーの、また、この環境問題に関してのことだと思いますが、太陽光発電に関しましては、この議会におきましてもご意見をいただきました。

設計がですね、すべて完了しておるような時点でございましたので、太陽光発電という処方につきましては、ここではとらしておりません。

ただ、学習教材ということで、子供たちにそういった省エネ等に関します学習をしていただける機会をもっていただきたいということで、小規模ではございますが、そういった対応は、ここでさせていただきたいというつもりでございます。冷暖房につきましては、ですから、一般的な冷暖房を配置予定をさせていただきたいということでございます。

議長(美添谷 生君)はい、21番、金子智孝君。

21番(金子智孝君)ということなんですが、この統合中学校の建設につきましては、合併以後の大変大きなプロジェクトといたしますか、予算的にも規模からしてもあるわけですから、る議会としてもこの件につきましては、大変重視をしながら、ただいまのお話もありましたように、できるだけ新市の授業としてそれにふさわしい国家づくりの体系といたしますが、教育の問題があるわけでありますから、郡上に適した施設ということで、当初の建設がいわゆる従来型のコンクリートのいわゆる校舎というものでありましたが、木造にちょっと変更させていただくというようなことの市長の御英断もあり、議会も山の国郡上というものの中から特段の要請をしたわけでありますが、そういう意味でおきましては大変事務当局におかれましては、大変な事務手数がかったということは大変申しわけなかったというふうに思うわけでありますが、しかし、こうした契約案件がいよいよ提出されたということで、こうした論議が生きてきたなという印象を持っていますが、ただ、やはり今、ご説明もありましたように、設計が全部できてまっとなるから、その点については考えがいたらないといいますが、実施が不可能というようなご答弁に受け止めるわけでありますが、これは分離発注という方式をもちまして今回入札にしたということでありますから、そういう身においては、各業主間の仕事をですね、各業界業種に対して配分するという趣旨からいうと、分離発注の意味もあるということが思われますが、しかしそのことのご決定の内容というのは、いささか執行部サイドあるいは教育委員会サイドでいろいろな方法を検討され、選択されたとお伺いしとりますが、やはりよくよく見ますと、設計は1社ですよ、体育館にしる何にしる、すべて設計は1社ですべてやっておられると、おそらくこれは想定された内容は1社設計1社方式というものがこの工事の全体の流れとしてあったなというふうに思っておりますが、途中でいわば、市の方針、議会の要望、そういうものから教育委員会サイドがこのような形に変更したというふうに受け止めますが、今も冷暖房の燃料もいかにするかというのもある面でいさかその施設の大きな特徴をしめすものだというふうに思うわけですから、その点も変

更が今からでは難しいできないというようなご説明でございますが、いかがなんでしょうかね。

国のほうもいわゆるCO2対策というような国家をあげて大事業としてなんとか低炭素化と申しますか、そういうことを全ての国家総力をあげて取り掛かるという、そういう事業の中において、燃料のその元についてはいささかの変更の余地もないものかどうか、その辺も検討もできないのかどうか、その辺が今の説明の中では、私は十分なんとかどうか、完成が22年でありますから、その日程的なことから私どもは不安であります、その辺の事業についてもう少し、具体的にご説明をたまわりたいと思います。

議長（美添谷 生君）はい、常平教育次長。

教育次長（常平 毅君）この統合中学校でございますが、今予定をさせていただいておりますのが、23年の4月開校と予定でございます。

ご承知いただきますように、大変建築につきましては、建築基準等厳しくなってきました。

今お話ございましたように、20年度途中、木造ということで変更もさせていただいたわけですが、23年の4月開校ということにつきましては、各西和良、和良地域の皆さんにとりましてもできるだけ早く統合がして欲しいという要望でございます。

そして鉄筋コンクリートから木造に変更させていただいた時にもですね、木造に変更するに当たってはその開校を遅らすことのないようお願いしたいと、強い要望もございました。

そういった中で、この事業進めさせていただきました。

今お話いただきますように、国でも今の省エネ、太陽光発電につきましては、努めて学校についても、今後設置をしていくようなそういった指導と申しますか、方針も出されておりました、努めてそういうふうにはいきたいなということでございますが、ただこれにつきましては、その日照的な時間ですとかですね、いろんなこともございます。

ですからそういったことも合わせながら、検討はしていく必要があるんだと思いますが。

ただ、話はそれでしたが、この統合中学校につきましては、そういった住民の皆さんの開校日という強いご意見もございまして、それに努めて間に合わせて行きたいということでございますので、その太陽光発電の設置をさせていただきますと、そのパネル自体は重くないのですが、それを支えるものが相当の荷重も出てくるということで、といった構造計算上ですね、元からやり直す必要が出てくるということで、その開校日にそれは間に合っていない理由がございまして、この新しい、統合中学校ではございますが、そこに合わせてそういったものを取り入れるということは、本当に画期的なことではございますが、そういった期限もございまして、学習程度のそういった、なんと申しますか、太陽光に関する学習をしていただける程度の規模に縮小させていただいて、設置をさせていただくという、方針に

変えさせていただいたということでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君）21番、金子智孝君。

21番（金子智孝君）そのことは基本的なアウトラインの段階において、場所選定の折から、そもそもそういった面も、言ってみれば構想といったものがあって、それにふさわしい学校建築をするというのがやはりこれは、1回作ればそのときか教育というのは百年にも礎になるという言い方をすれば、今言われるように、開校が1年遅れる2年遅れるというようなことは、ささいなことなんですよ。

基本的には。より良い、いわゆる理想的な教育をするという基本的な施設をつくるというのが、我々のこの大きな予算を投入する意味があるわけでありますから、その点も、教育委員会の論議の中でおいては、まあ聞いてやると、これは避けられないという事情をるる説明されたわけですけれども、その点も大事だと思いますよ。

むしろせよとはいいません。しかし、日照時間等々のことを言われるから、そのためにも含めてああいう新しい土地を選んだわけですよ。

ある土地でやるという条件でなかったんですよ。

新しい土地を選ぶということの中には、日照時間も含めてよりよい環境の中で私どもは現在のところ認めてきたという経緯もあったわけですから、そういった点は、取ってつけた理由に過ぎないと、やろうと思えばできると、いうことをいわば、言っておられるというふうに思いますが、ここで論争するつもりはございませんけれども、やっぱり今の日本のおかれている現状、郡上市の持っている特長、そういうものから言えば、何らかの形で新エネルギーといえますか、太陽光電力の話もされましたが、風力は無理にしても、木質のバイオの件もありますからね、別に、そういう点のエネルギーの転換ということが、今の時点ではかなり難しいというお話をされましたが、私の意見としては、そういったことは、将来的においてこの施設というものが、有効にかつ郡上市の特徴を持った誇りある施設にするためには、最大限の努力をすべきということを感じておりますから、この件につきましては、こうしろということとは申し上げられません。

教育委員会サイドで、十分にご審査をされまして、しかるべき状況のご検討の方法について、またお伺いすることがあるかもしれません。

これはまた市長にひとつ要請をしておきますが、次なる学校について、また改めて北部の方にも建設計画あるやに聞いておりますし、選挙におきましてもいろいろ論議ありました。したがって、これは、今のような説明では私は納得できないと思うんですよ。

今から準備するものにおいてはそういうものも含めて、しかも、国家百年の計ということ、くどいこと言いますが、教育というものは、人を育てる、これはもう本当に、中心的な事業

だというふうに思いますから、もっともベストとは言いませんが、ベターな用地、ベターな施設、あるいは木質ということについては議会も議決しておりますから、この点については、格段の英断を持って取り組んでいただいたと要望いたしましておきますので、よろしく願いいたします。

答弁はいりません。

議長（美添谷 生君）ほかに質疑はございませんか。

そうしましたら、昼食のため、暫時休憩といたします。午後1時の再開をいたします。

（午前12時02分）

---

議長（美添谷 生君）予定の時刻、一分前でございますけれども、休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後1時59分）

---

議案第154号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（美添谷 生君）それでは、議案第154号についての質疑を再開をします。

質疑はございませんか。

4番 野田龍雄君。

4番（野田龍雄君）先ほども指摘がありましたけれども、今回のこの工事は非常に大きな工事でありまして、それから教育施設ということで、やはり市の基本的な姿勢をね、こういう建設にも反映させていくということで、大事な事業だというふうに思っております。今回は私は入札について、ご質問をします。

今回この4億5千という非常に大きな建設費でありますので、恐らく市としても、それなりの心積もりで取り組まれたと思いますし、業者の皆さんも積極的な努力でね、それに答えるという入札になるというふうに期待しておったんですけれども、実際には99.99という本当になんていうか、ぎりぎりの落札率でサーカスというか、本当によくこんな数字が出たなというような数字でございます。ですので、この落札率についても、市としてはどうとらえてみえるのか、先の関連審査ということで、事前の委員会審査でもちょっとお聞きはしましたけれども、市長さん、どういうふうに捉えてみえるか。

そしてこういう状況の中でも、この入札、それから今後のこともありますので、こういった面について、見解をお伺いしたいと思いますし、同時にこれらの分離発注ということで、後者の電気設備工事それから機械設備工事は別々になされております。

これらについても、落札率等についても、それから入札工事事業者の数もね、ちょっと報

告していただきたいと思います。

議長（美添谷 生君）はい、日置市長。

市長（日置敏明君）あとの後段のほうは、またお答えをいただきたいと思いますが、今回のこの校舎等、あるいは屋内運動場の工事につきましては、ただいまご指摘がございましたように大変、私どもの方が設定をした金額にぎりぎりのところでそれぞれ一社がその範囲内であったということでございます。

この建築工事につきましては、その予定価格と非公開で行っておりますので、それぞれ業者におかれましては、それぞれご努力をされて、見積もられて入札をされた結果であるというふうに思っております。

いずれにしても、一回の入札で不落ということなく入札落札がしたということについては、よかったというふうに思っておりますが、そうしたそれぞれの業者におかれましては真摯にそれぞれ見積もられて入札をされた結果であるというふうに受け止めております。

議長（美添谷 生君）はい、山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）はい、あとの電気設備、あるいは機械設備の関係でございますが、手元に今の参加業者につきましては、承知しておりますが、ちょっと落札率につきましては、あとほどご報告いたしたいと思います。

最初の、あの電気設備の関係でございますが、参加業者は7社でございます。また、機械設備におきましても、同じく7社ということで実施しました。

付託につきましては、あとほどご報告させていただきます。

議長（美添谷 生君）ほか質疑はございませんか。

はい、4番、野田龍雄君。

4番（野田龍雄君）もうひとつお願いします。

市長のご認識は一回で落ちてよかったというような、ご見解のようでありますし、業者もそれぞれに努力したと、恐らく聞けばね、当然わしらもね一生懸命積み上げてできるだけのことをしたというのですが、これまでもそうですけど、かなり高い落札率が続いてきている中で国なんかでは90何%なんてのは高すぎるという声も出る中で恐らく市長さんもぎりぎりの設定金額を設定して、できるだけ工事費が安くなるように、効果的な工事ができるようにということをやったと思いますけれども、お聞きしますと、最近の建設事業におけるその設計金額の積み立ては、積み上げはかなり明らかになっておるので、大分のところまでは設計ができるというように聞いております。ですから、恐らくそういうこと言えば、これ見ますと一社だけであとはみんなそれ以上になっておると、まあ詳しく計算しとりませんけれども、300万とか700万とか900万とかいうように、その上に少しずつ上乘せになっ

ておりますけれども、本当にわずか 0.何%というようなね、これ 8%になるんかな、0.85やで。

1%内の、あとそういう差でなっておりますと、本当にあの、この工事をなんとしてもやりたいし、郡上市のこういう新しい学校建設、うちがとっていいものをやりたいというなら、もっと努力ができるんでないかというのが、私たちの思いです。

それに対してやっぱりこれ 1回で、一社だけがなんとか届いて、あとは届かなんだというような、落札になった結果、一社でもよかったといことではなしに、もう少し競争ができるような、設定をしていく必要があるのではないかと、そのため今度入札制度の改革ということでいくつか出ており、業者ももっと広がるようなこと、一般競争入札の部分的といいますか、導入も考えたいといってみえるんですけども、今回はあの、合併のちょうど中間にあつて、後半に入る大事な時期にねこういう入札が行われるそれも、運動場も、室内運動場ですか、これもかなり高額でありますし、これに引き続き白鳥のほうでもあるということを考えますと、やはりこういうもんに対する構えといいますかこれ非常に大事ではないかというようなことを思いますので、今、まあよかったというようなことでは、大変不満ですし、今後のことについてもひとつお聞きをして、改善という方向で考えられておる点をぜひこの場で述べていただきたいというふうに思いますので、お願いします。

議長（美添谷 生君）はい、日置市長。

市長（日置敏明君）あのう、よかったというのは、それよりもなかなか私どもが予定をしていた金額の範囲内ではなかなか落札しないというですね、そういう状態を想定した場合と比べてよかったということでありまして、私どももかねがねから申し上げておりますように、できる限りその安くそしていいものをと、というのが、変わらない姿勢であります。

今回はたまたまそういう結果になったといいふうに受け止めておりますが、いずれに対しましても今後こうした学校整備事業というのは、続くわけでございますので、引き続きやはり業者の皆様方にはやはり良心を持って精一杯の競争をしていただくように、お願いをしてまいりたいというふうに思っております。

今回この指名競争という形はとらせていただきましたけれども、やはり地元業者の育成とかそういった意味からしましても地元業者としてこの規模での工事に参加していただけるような方々はいわば全てお願いをしてその中で競争をしていただいたということであると、いうふうに理解をいたしておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思っています。

議長（美添谷 生君）はい、山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）はい、落札率の関係をご報告いたします。電気設備工事でございますが、97.67%でございます。それから、機械設備工事でございますが、こちらのほうは、

97.59%でございます。

議長（美添谷 生君）ほか質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

4番、野田龍雄君。反対ですか。

4番（野田龍雄君）はい。

議長（美添谷 生君）反対の討論を許可します。

4番（野田龍雄君）野田です。

先ほど言いましたように、非常に高い落札率については、なんとしても業者の方の競争を実践するというので、やはりこれひとつの指針として、かなりもう少し引き下げられるような努力をしていく必要があると、しかしそのためには、いろんな仕組みもあると私思いますので、今回出ました改革案についてもやはりみんな、議会としても積極的に取り組んでこれをどうしたら効果あるものにできるかというようなことを考えていかないとはいけません。

お聞きしますと、非常に低く下げたから、業者の方がもう一生懸命やったけど、これしかできなただけでは、やっぱり本当に真剣に参加して、いい仕事したいと思うことが、参加できないような仕組みではそれはちょっと問題であるということをお聞きしますので、適正な価格の中で適正な競争が行われるということが大事ではないかと思しますので、こんかいこの99.99%という結果に対しまして、やはり、なんらかの対策を執るべきだということから、この契約案件に関しましては、反対を申し上げます。

議長（美添谷 生君）はい、ほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論を終結し、採決を行います。原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数あり）

議長（美添谷 生君）ありがとうございました。

賛成多数と認めます。よって、議案第154号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 議案第155号について（提案説明・討論・採決）

議長（美添谷 生君）日程22 議案第155号、工事請負契約の締結について。（西和良、和良統合中学校建設工事（屋内運動場工事））を議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

教育次長（常平 毅君）議案第 155 号、工事請負契約の締結について、（西和良・和良統合  
中学校建設工事（屋内運動場工事））

次のとおり工事請負契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の  
取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。平成 21 年 6 月 12 日  
提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、 契約の目的、西和良・和良統合中学校建設工事（屋内運動場工事）。
- 2、 契約の方法、指名競争入札による。
- 3、 契約金額、3 億 4,072 万 5,000 円。
- 4、 契約の相手方、郡上市大和町剣 1760 番地、株式会社、ヤマシタ工務店、代表取締役、  
山下健一。
- 5、 工事の場所、郡上市和良町法師丸 196 番地 1 地内。

工事の概要、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式。でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、資料を添付させていただいております。

4 番の工期につきましては、平成 22 年 10 月 25 日でございます。

7 番の工事内容、建築工事の内容につきましては、構造、規模、鉄筋コンクリート造（小  
屋組は鉄骨造）でございます。

平屋建、延べ床面積、1107.26 平米、外部内部の仕上げにつきましては、ご覧いただきま  
すとおりでございます。

室名、その他の工事につきましてもご覧いただきますとおりでございます。次に電気工事、  
機械設備工事につきましてもそれぞれ一式ご覧いただきますとおりでございます。

次のページにつきましては、平面図、それから次のページにつきましては、立面図を添付  
させていただきますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後から 2 枚目のページでございますが、入札結果の一覧表を添付してございます。

業者名、入札金額等の一覧表でございますが、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認め、討論を行います。

討論はありませんか。

4番 野田龍雄君。

反対ですか。

4番（野田龍雄君）はい。

議長（美添谷 生君）反対の討論を許可します。

4番（野田龍雄君）野田です。

詳しくは言いませんが、先ほどと同じような理由ですね、これについても99.94%という非常に高い落札率になっております。

今回の場合はこの落札率の中身を調べますと、落札された会社は3億2,000万ほどで、2番目のところが、3億4,000万ほどになるんですか。

少し高いということで、かなりこの業者だけが、99.94ですから、恐らく設計価格に何とか届いておったと、それ以下になっていたということで、あとはみんなかなり高い価格になっております。

こういうことについて、先ほども言ったように、もう少し本当の競争ができる必要があるんでないかと、いうことを思っておりますので、この案件につきましては、反対を申し上げます。

議長（美添谷 生君）他討論はございませんか。

11番 上田謙市君。

11番（上田謙市君）あの、ただいま上程されています契約の締結について、賛成の気持ちを申し述べます。

先ほどらい、市長はじめ担当者の説明を聞く限りにおいて、今回この契約の締結については、指名競争入札が適正に行われてその結果が議会に上程されておるものと理解をしております。

また、校舎そして、校舎の中の電気関係、それから、機械設備の関係あるいは今の屋内運動場の関係、この分離発注ということについても議会から提案をしたことをそのとおり、実行されたものであります。

そうしたことを思いますと、今ここでこの締結を無効とするような反対をするということは、先ほど次長の話にもありましたけれど、特に西和良・和良地区の皆さんは一日も早い統合中学校の完成を待ち望んでみえるわけでございますので、私はこの締結に賛成をするものであります。

同志の皆さんの賛成にご支援をよろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（美添谷 生君）はい、ほか討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）討論なしと認めます。

討論を終結し、採決を行います。

原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成多数）

議長（美添谷 生君）はい、ありがとうございました。

賛成多数と認めます。よって、議案第 155 号は、原案のとおり可とすることに決定しました。

---

#### 報告第 5 号について（報告）

議長（美添谷 生君）日程 23 報告第 5 号、専決処分の報告についてを議題といたします。報告を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）報告第 5 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

表紙をはねていただきますと、専決第 1 号でございます、専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。平成 21 年 5 月 29 日、郡上市長、日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容でございます。

平成 21 年 4 月 28 日午前 7 時 00 分ごろ、郡上市白鳥町干田野地内市道干田野線において、登校中の生徒が、市道側溝の金属製蓋の穴に足を踏み外し、右下腿に挫創を負った。市は示談により賠償する。

2、相手方につきましては、こちらに記載してさせていただきます。

3、損害賠償の額でございますが、金 5 万 4,473 円でございます。

はねていただきまして、専決の第 2 号でございます。

前段は同じでございます、日にちにつきましては、21 年の 6 月 4 日付けでございます。

1、損害賠償による和解の内容でございますが、平成 21 年 3 月 27 日午前 11 時 50 分ごろ、

郡上市八幡町桜町 278 番地八幡病院駐車場内において、公用車がバックで左後方へ出る際に、公用車の駐車していた位置に進入しようとした相手車が接触した。

市は示談により損害を賠償する。

2、 の相手方につきましては、ここに記載したとおりでございます。

3、 の賠償の額でございますが、5万6,044円としてございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君）以上で報告第5号の報告を終了いたします。

---

#### 報告第6号から10号について（報告）

議長（美添谷 生君）お諮りをいたします。日程24、報告第6号、平成20年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程28、報告10号までの5件を一括議題にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）異議なしと認めます。

よって、報告第6号から報告第10号までの5件を一括議題といたします。

順次報告を求めます。

報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いします。

議長（美添谷 生君）それでは、報告第6号の報告を求めます。

山田総務部長。

総務部長（山田訓男君）報告第6号、平成20年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度郡上市一般会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成21年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

表紙をはねていただきますと、明許費の計算書をいれてございます。

ここはこれまで繰越明許するにあたりましては、報告させていただき、この31日付けを持って、調整をしたということでの報告になっております。

それでは、事業名、そして繰越額につきまして、順次ご報告させていただきます。最初に、総務費の総務管理費、定額給付金給付事業、繰越額ですが、7億7,354万9,000円、次が地域公共交通整備事業、5,656万円、それから情報管理事務経費、425万3,000円、次、交通安

全施設整備事業、4,915万3,000円。次に民生費でございます。

社会福祉費で、緊急通報システム端末購入事業、4,772万1,000円、次、児童福祉費の子育て応援特別手当事業、2,637万5,000円、次が、小学校・保育園耐震診断、補強計画設計事業、130万6,000円、次、農林水産業費でございます。農業費・燃油・肥料高騰対策緊急対策事業、170万円、次、農地費の市単土地改良事業、2,266万円、次、林業費でございます。

林業整備事業、1,400万円、道整備交付金事業、2,808万1,000円。

2ページをお願いいたします。商工費の商工費で、観光看板整備事業、340万円、次が、土木費の道路橋りょう費でございます。沿道修景整備事業、500万円、沿道林修景整備事業、609万7,000円、市道整備事業、2億1,353万円、道路自然災害防止事業、2,550万円、橋梁維持補修事業、1,600万円、合併特例道路整備事業、1,968万9,000円、過疎対策道路整備事業、5,304万4,000円、辺地対策道路整備事業、1億7,178万円、道路整備交付金事業、1,400万円、次、河川費の河川自然災害防止事業、5,330万円、次が、都市計画費のまちづくり交付金事業、2億8,442万4,000円。

次3ページ行きまして、土木費の都市計画費でございます。

景観形成事業、300万円、大正町公園整備事業、6,385万5,000円、大正町公園整備事業、これは臨時交付金の関係ですが、6,485万円、次が、住宅費の市営住宅外壁改修事業、1,890万円、市営住宅修繕事業、600万円、次、消防費の消防費の消防施設整備事業、2,590万9,000円、同じく消防車両整備事業、2,496万2,000円、次が、防災拠点機能強化事業、1,259万2,000円、次が、災害時要援護者支援対策事業、1,220万円、次、教育費で、小学校費でございます。

小中学校・保育園耐震診断、補強計画設計事業、3,263万円、次に中学校費、同じく小中学校・保育園耐震診断、補強計画設計事業、2,150万円、次が、中学校施設建設事業、583万5,000円。

4ページをお願いいたします。

中学校費でございます。中学校校舎等整備事業、703万5,000円。

次、社会教育費でございます。公民館施設整備事業、9,565万9,000円、次が、文化施設整備事業、101万6,000円、次が文化センター施設管理経費1,890万円。

合計で23億0,596万5,000円としてございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（美添谷 生君）続きまして、報告第7号、8号、10号についての報告を求めます。

木下水道部長。

水道部長（木下好弘君）それでは最初に報告第7号をよろしく申し上げます。

報告第 7 号、平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 20 年度郡上市簡易水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書をお願いをいたします。

款に基本的支出、項 1、建設改良費でございます。

これはいずれも 3 月の補正の第 4 号で繰越明許費の追加補正を行ったものでございますので、お願いをいたします。

事業名と、翌年度繰越額のみ、朗読させていただきます。

石徹白簡水浄水場付帯事業、345 万円

鬼谷川改修関連配水管支障移転（第 2 期）事業、340 万円

白鳥明宝線改良関連配水管支障移転事業、250 万円。合計、935 万円。

続きまして、報告第 8 号をお願いをいたします。

報告第 8 号、平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第 146 号第 2 項の規定により、平成 20 年度郡上市下水道事業特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

繰越計算書をお願いをいたします。

款に建設費、項 1、建設費。事業名、美並中央処理区建設事業。翌年度繰越額、3,208 万 5,000 円でございますが、これは、12 月の補正第 3 号におきまして、美並中央区、あの、特環の事業でございますが、美並町大矢地区の面整備促進のために補正を行いました。

そのときに繰越明許費とさせていただいた分でございます。

合計で 3,208 万 5,000 円でございます。

続きまして、1 議案飛ばしまして、報告 10 号をお願いをいたします。

報告第 10 号、平成 20 年度郡上市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、平成 20 年度郡上市水道事業会計予算の繰越決算書について報告があったので、次のとおり報告します。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

一枚おめくりいただきまして、繰越計算書をお願いをいたします。これは、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越分でございます。

款 1、資本的支出、項 1、建設改良費。

事業名、曾部地川改修関連配水管橋梁添架工事でございます。

予算計上額が、471万3,000円でございます。翌年度繰越額が、同じく、471万3,000円。財源内訳といたしまして、県の補償費・366万8,000円、内部留保資金104万5,000円でございます。

繰越の理由といたしましては、説明欄に記載してありますとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

議長（美添谷 生君）続きまして、報告第9号についての報告を求めます。

布田健康福祉部長。

健康福祉部長（布田孝文君）それでは、報告第9号でございます。

平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成20年度郡上市後期高齢者医療特別会計の繰越を行ったので、次のとおり報告します。平成21年6月12日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきたいと思います。

繰越計算書のほうですが、款、項、総務費、総務管理費、これは後期高齢の保険料にかかります市町村システムの改修事業でございます。

翌年度繰越額として、33万5,000円でございます。

よろしく願いいたします。

議長（美添谷 生君）それでは質疑を行います。

報告第何号についてということで、質問をいただきたいと思います。

それでは質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑なしと認めます。

以上で報告第6号から第10号までの報告を終了いたします。

---

報告第11号について（報告）

議長（美添谷 生君）日程29 報告第11号 平成20年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

報告につきましては、できるだけ、簡略的にお願いをいたします。

井上建設部長。

建設部長（井上保彦君）報告第 11 号、平成 20 年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、平成 20 年度郡上市土地開発公社決算並びに事業報告について報告があったので、次のとおり報告します。平成 21 年 6 月 12 日提出、郡上市長 日置敏明。

2 枚おめくりをいただきたいと思います。

1 ページをお願いいたします。

平成 20 年度郡上市土地開発公社収入支出決算書でございます。

まず、収入でございますが、収益的収入及び支出の収入でございますが、事業収益、公有地取得事業収益、1 億 6,800 万円。

事業外収益、受取利息で、1 万 8,720 円、合計で決算額でございますが、1 億 6,801 万 8,720 円。

続きまして、支出でございます。

決算額のみ報告させていただきますのでお願いします。

事業原価で、公有地取得事業原価 1 億 6,800 万円、合計 1 億 6,800 万円。

続きまして 2 ページでございます。

資本的収入及び支出で、収入でございます。

これも決算額のみでございますので、よろしくをお願いいたします。

資本的収入、長期借入金 2 億 9,862 万 2,640 円、合計も同額の、2 億 9,862 万 2,640 円。

支出でございますが、資本的支出で、公有地取得事業費で、225 万 2,088 円、借入金償還金が、4 億 6,437 万 552 円でございます。

このうち、資本的収入が、資本的支出に不足する額 1 億 6,800 万円につきましては、本年度公有地取得事業収益金で補填をいたしております。

続きまして、3 ページでございますが、土地開発公社損益計算書でございます。

事業収益、公有地取得事業収益、1 億 6,800 万円、事業原価で、公有地取得事業原価、1 億 6,800 万円、事業総利益は、ゼロでございます。

事業利益で、受取利息、18,720 円、経常利益が 18,720 円、当期純利益、18,720 円でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。

20年度の土地開発公社貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産で、現金及び預金、71万6,373円、公有用地、1億4,961万1,791円、流動資産合計が、1億5,032万8,164円。

固定資産で、投資その他の資産で長期定期預金、500万円、固定資産合計が500万円、資産合計が、1億5,532万8,164円。

負債の部でございますが、固定負債、長期借入金、1億4,961万1,791円、固定負債合計、負債合計ともに、1億4,961万1,791円。資本の部ですが、基本金、基本財産、500万円、基本金合計、500万円、準備金で、前期繰越準備金、69万7,653円、当期利益が1万8,720円、準備金合計、71万6,373円、資本金合計、571万6,373円、負債資本合計が、1億5,532万8,164円。

続きまして、20年度の事業報告でございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。

概況でございますが、ただいま申しあげました、決算額につきましての文章化したものでございますので、省略をさせていただきます。

一番下のところで、土地の処分ということでございますが、本年度は、156号の先行取得用地、27件のうちの7件を処分しております。

それから7ページ、理事会議決事項でございますが、平成20年の3月19日から、20年の9月1日の間におきまして、ここに示してございます。

10議案につきまして、審議をいただきました。

続きまして8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページ、業務で2の処分状況でございますが、20年度でここにございます、7件、面積が5,893.97平米を処分いたしております。

続きまして9ページの会計のところですが、長期借入金で、現在高ですが、1億4,961万1,791円でございます。

続きまして、最後の10ページをお開きいただきたいと思います。

財産目録でございます。

流動資産が、1億5,032万8,164円、現金預金が、71万6,373円。

普通預金でございます、内訳についてはここに示してあるとおりでございます。

公有用地が、1億4,961万1,791円、固定資産としまして、有形固定資産で500万円、長期定期預金で500万円でございます。

資産合計が、1億5,532万8,164円。

負債の部でございますけれども、固定負債、長期借入金で、1億4,961万1,791円ござ

います。

借入先は、ここに示してあるとおりでございます。

負債合計が、1億4,961万1,791円、正味財産が、571万6,373円でございます。

以上でございます。

議長（美添谷 生君）それでは質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（美添谷 生君）質疑がないようでございますので、以上で報告第11号を終了いたします。

---

#### 議報告第4号について（報告）

議長（美添谷 生君）日程30 議報告第4号、中間報告について、行財政改革特別委員会の視察研修報告についてを議題をいたします。

議会閉会中に実施されました、行財政改革特別委員会の視察研修結果について、別紙のとおり報告がありましたので、お目通しをいただきたいと思います。

---

#### 議報告第5号について（報告）

議長（美添谷 生君）日程31 議報告第5号、諸般の報告について、議員派遣報告についてを議題といたします。

議会閉会中に申請がありました議員は県については、郡上市議会会議規則第122条の規定により許可し、派遣の結果については別紙写しのとおり報告がありましたので、お目通しいただき報告にかえます。

---

#### 議報告第6号について（報告）

議長（美添谷 生君）日程32 議報告第6号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しいただき報告にかえます。

6月4日までに受理しました請願、要望は、お手元に配布しました請願、要望文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託しましたので報告します。

---

#### 散会の宣告

議長（美添谷 生君）以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

長時間に渡り、慎重審議をいただきまことにありがとうございました。本日は、これで散

会いたします。

ご苦労様でございました。

(午後 1時45分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 美谷添 生

郡上市議会議員 池 田 喜八郎

郡上市議会議員 森 藤 雅 毅

## 議案付託表

平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会（ 6 月定例）

委員会	議案番号	件 名
総務常任 委員会	第 137 号	郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
	第 138 号	郡上市防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 139 号	郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 140 号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理の関する条例の一部を改正する条例について
	第 141 号	郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 142 号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第 143 号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
文教民生 常任 委員会	第 140 号	郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 141 号	郡上市高鷲福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	第 142 号	郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	第 143 号	郡上市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例について

請願・要望文書表

平成 21 年第 4 回郡上市議会定例会（6 月定例）

受 理 番 号	受 理 年月日	件名及び要旨	請願者等の住所及び氏 名	紹介議員	付 託 委員会
請願 1	平成 21 年 3 月 16 日	件名：C 型肝炎被害者の救済の意見書採択に関する請願  要旨：別紙写しのとおり	カルテのない薬害 C 型肝炎の全員救済を求める新潟の会  代表 佐藤 静子 浅野美根子 浅野 正史	金子智孝	文教民生 常 任 委 員 会
要望 2	平成 21 年 5 月 7 日	電源立地地域対策交付金制度の交付期限延長を求める意見書の提出について（依頼）  要旨：別紙写しのとおり	岐阜県発電・ダム所在市町村協議会  会長 谷口 尚	-	総務常任 委 員 会